

令和9年度 国に対する提言事項

令和8年7月

福岡市

関係各位におかれましては、日頃より福岡市の発展にご支援、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

福岡市では、「人と環境と都市活力が高い次元で調和したアジアのリーダー都市」をめざして、新しい時代のまちづくりにチャレンジしております。

全国的に人口減少社会を迎える中、福岡市は人口増加率が政令市 1 位となるほか、企業の立地や創業が進むなど、元気なまち、住みやすいまちとして国内外から高く評価されております。

一方で、国内外の情勢に目を向けると、地政学的な緊張の高まりや気候変動に伴う異常気象の深刻化、A I をはじめとした先端技術の飛躍的な進化など、社会経済情勢は日々変化し続けており、こうした課題に対し、国と地方が総力をあげて対応を進めています。

福岡市においても、社会の変化を的確に捉え、柔軟かつしなやかに対応しながら、スピード感をもって新たな時代に果敢に挑戦し、地方から日本を変えるロールモデルの役割を果たしていきたいと考えています。

つきましては、令和 9 年度政府予算等に関して、福岡市が特に重点的に取り組んでまいります次の事項について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8 年 7 月

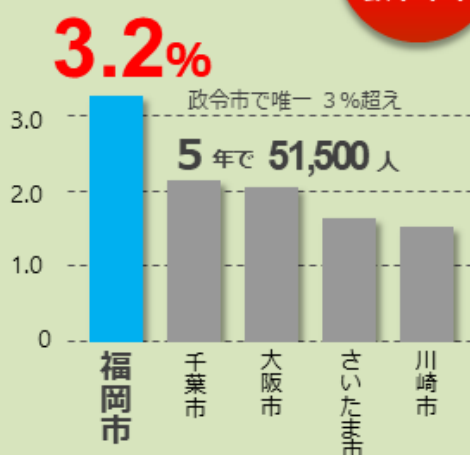
福岡市長 高 島 宗一郎

選ばれるまち **FUKUOKA**

～ 人と環境と都市活力が高い次元で調和したアジアのリーダー都市へ ～

人口増加率

(2020年10月～2025年10月)



「令和7年 国勢調査 人口速報集計結果」

住環境への満足度



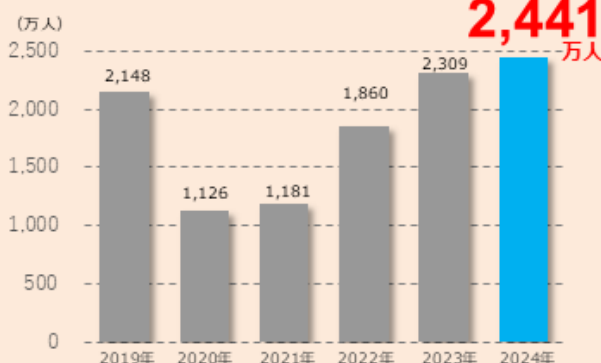
13年連続 95%超

(2013年度～2025年度)

福岡市「令和7年度 市政に関する意識調査」

観光客数 **過去最高** を更新！

福岡市の入込観光客数 (推計)



福岡市「『福岡市の観光・MICE』2026年版」

企業の進出が 多数の雇用を創出！

企業誘致件数

(本社機能・成長分野)

50社超

13年連続

(2013年度～2025年度)

雇用者数は13年間で

約19,800人超

(福岡市経済観光文化局調べ)

次のステージへのチャレンジ

- 誰もが安心して生み育てられる環境づくり
- 災害に強いまちづくりの実現
- 高付加価値なビジネスや魅力的な都市機能の集積
- カーボンニュートラル実現に向けた取り組み

目 次

I	“人と投資を呼び込む”都市の成長	1
1	国際競争力強化に資する福岡都心部の機能強化	〔国土交通省外〕 2
2	福岡空港の機能強化・アクセス強化	〔国土交通省外〕 4
3	都市の成長を牽引する博多港と アジアの先進的モデル都市アイランドシティ	〔国土交通省外〕 6
4	九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくりと 学術研究都市づくり	〔国土交通省外〕 10
5	福岡市水素リーダー都市プロジェクトの推進	〔資源エネルギー庁〕 12
6	半導体設計企業集積に向けた取組みの推進	〔経済産業省〕 13
7	国際金融機能の誘致	〔金融庁外〕 14
8	副首都構想及び首都圏バックアップの推進	〔内閣官房外〕 15
II	“心豊かで、安全・安心な”生活の質の向上	17
1	安心して生み育てられる環境づくり	〔こども家庭庁外〕 18
2	サポートを必要とする子どもたちへの支援	〔こども家庭庁外〕 20
3	全ての子どもたちの可能性を引き出す 学びの環境づくり	〔文部科学省〕 22
4	市立高等専門学校の設置に向けた取組みの推進	〔文部科学省〕 25
5	感染症への対応	〔厚生労働省外〕 26
6	新興感染症や災害への対応力強化に資する福岡 市民病院の移転整備に対する財政支援の拡充	〔総務省〕 28
7	2040年へのチャレンジ、「福岡100」	〔厚生労働省〕 29
8	福祉・介護サービスの安定的な提供に向けた 取組みの推進	〔厚生労働省〕 31
9	生活保護のさらなる適正化及び 生活困窮者支援に対する財政措置	〔厚生労働省〕 33
10	医療保険制度の抜本的改革及び 国民健康保険財政の確立	〔厚生労働省〕 35
11	より支援が必要な重度障がい者などへの 支援の強化	〔厚生労働省外〕 36
12	アートを活かしたまちづくり 「Fukuoka Art Next」の推進	〔文化庁外〕 38
13	国指定史跡の整備	〔文化庁〕 39
14	困難女性支援のための取組みの推進	〔厚生労働省〕 40
15	在住外国人に関する取組みの推進	〔内閣官房外〕 41
16	脱炭素社会の実現に向けた取組み	〔環境省外〕 43
17	原子力発電所の安全確保及び防災対策の推進	〔原子力規制庁外〕 44
18	安全で快適な生活基盤の整備推進	〔国土交通省外〕 46
19	公共交通バリアフリー化の促進	〔国土交通省〕 60
20	小型船舶所有者への保管場所の義務付け	〔国土交通省〕 61
21	商店街の安全確保	〔中小企業庁〕 62
22	D Xの推進	〔デジタル庁外〕 63

I “人と投資を呼び込む” 都市の成長

- 1 国際競争力強化に資する福岡都心部の機能強化
- 2 福岡空港の機能強化・アクセス強化
- 3 都市の成長を牽引する博多港と
アジアの先進的モデル都市アイランドシティ
- 4 九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくりと
学術研究都市づくり
- 5 福岡市水素リーダー都市プロジェクトの推進
- 6 半導体設計企業集積に向けた取組みの推進
- 7 国際金融機能の誘致
- 8 副首都構想及び首都圏バックアップの推進

1 国際競争力強化に資する福岡都心部の機能強化

提言事項

(1) 官民連携による都心部のまちづくりの推進

- ① 民間建築物の円滑な更新を誘導する取組みへの支援
- ② 都心部の魅力向上や回遊性強化に資する取組みへの財政支援
- ③ まちなかに潤いと安らぎを感じられるみどりの創出に資する取組みへの財政支援

【国土交通省、内閣府】

都市活力を牽引する都心部において、天神・渡辺通、博多駅周辺、ウォーターフロント地区を中心に、良好な都市開発への誘導・支援を進めており、水辺や緑、文化芸術、歴史など、さまざまな資源を活かしながら回遊性の向上を図り、それぞれの地区の連携を高めるとともに、さらなる緑化の推進により、都心部の機能強化と魅力づくりに取り組んでおります。

警固断層のリスクがある中、国の航空法高さ制限の特例承認や市独自の容積率緩和などの規制緩和を活用し、民間建築物の更新を誘導する「天神ビッグバン」や「博多コネクティッド」により、耐震性が高く先進的なビルへの建替えが着実に進んでおり、新天町商店街においては、市街地再開発事業により歴史を継承した商店街の実現や新たな地下通路など、回遊性や利便性向上に資する公共性の高い基盤整備に取り組むこととしております。この機を逃さず、高付加価値なビジネスや魅力的な都市機能を集積させるとともに、川に開かれた水辺のまちづくり「リバーフロントNEXT」など、快適で質の高い回遊空間の創出に取り組んでまいります。

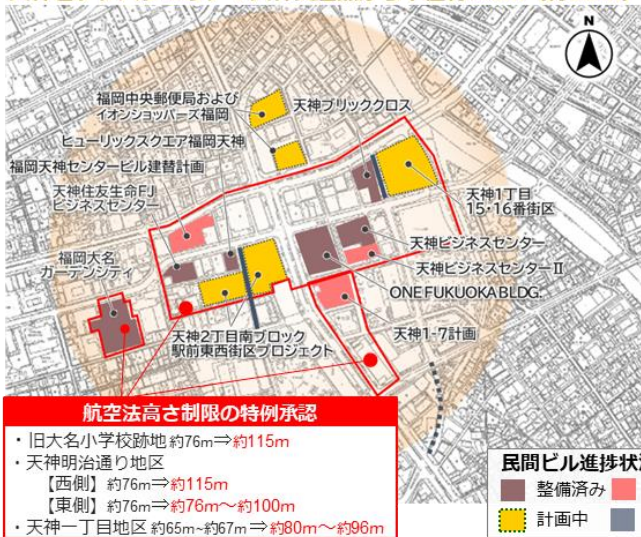
ウォーターフロント地区では、港湾機能の再編や施設の老朽化などを契機として、人流機能・MICE機能の充実や、海辺を活かした賑わいと憩い空間の創出に向けて、市民や来街者が楽しめる魅力あるまちづくりに取り組んでまいります。

また、福岡市では花や緑があふれ、世界に誇れる風格のあるまちを目指しており、とりわけ多くの市民や来街者が集まる福岡都心部においては、機能更新の機会を捉えて、都市のみどりの拠点となる公園の再整備や公共施設の緑化、民間ビルの緑化助成など、まちなかに潤いと安らぎを感じられるみどりの創出に取り組んでまいります。

今後も、都心部の機能を高め、災害や社会の変化にも強い、国際競争力の高いまちづくりを推進してまいりますので、引き続き民間建築物の円滑な更新を誘導する取組みへご支援いただくとともに、都心部の魅力向上や回遊性強化、みどりの創出に資する取組みへの財政支援について、特段の配慮が講じられますよう提言いたします。



天神ビッグバンエリア：天神交差点から半径約500m（約80ha） 博多コネクティッドエリア：博多駅から半径約500m（約80ha）



天神2丁目南ブロック駅前東西街区プロジェクト



2 福岡空港の機能強化・アクセス強化

提言事項

- (1) 福岡空港の処理能力向上
- (2) C I Q業務の体制強化・充実
- (3) 航空機の安全・定時運航及び適切な空港運営の確保
- (4) 空港周辺における環境対策の推進及び地域住民の理解の促進

【国土交通省、法務省】

九州・西日本地域の発展を支える主要地域拠点空港として重要な役割を果たすアジアのゲートウェイである福岡空港においては、滑走路の増設を契機として、空港運営会社を中心に路線誘致に取り組んでおりますが、海外との交流や連携がさらに深まる中、旺盛な航空需要に応えられていない状況です。また、航空機運航にあたっての安全と定時性の確保や旅客の円滑な受け入れ、周辺地域との共生も重要な課題となっており、次の事項について提言いたします。

- ・福岡空港の滑走路増設の効果を最大限に発揮し、旺盛な航空需要に的確に対応できるよう、処理能力の早期向上に向けた取組みを推進すること。
- ・国際線については、増加する出入国者数に対応するため、C I Q業務においては、入国審査官等の更なる増員や顔認証ゲートの運用拡大、航空機の発着時間に柔軟に対応できる体制の構築を図ること。また、要人や高付加価値旅行者などの円滑で迅速な入国のため、動線や審査場所等の柔軟な運用を図ること。
- ・航空会社、空港運営会社とともに、航空機の安全な運航や定時性を確保すること。また、空港運営の公共性や公益性が確保されるよう、国の責任のもと、運営状況の監督・指導や必要な支援など、適切な取組みを講じること。
- ・福岡空港は、市街地に位置するが故の航空機騒音問題を抱えており、空港の円滑な運営には、地域住民の理解と協力が不可欠である。長期にわたり騒音が継続する中、かつて防音対策を施した住宅や教育施設等の機能低下も懸念されることから、防音機能の回復や更新の対策を講じること。また、周辺地域の振興と活性化を推進するため、移転補償跡地の利活用など地域のまちづくりに積極的に取り組むこと。今後の騒音対策区域の見直しや処理能力向上については、慎重かつ丁寧な地域住民の理解を得ながら進めていくこと。

新空港につきましても、総合的な調査の結果を踏まえ、調査研究されるように提言いたします。

提言事項

(5) 福岡空港へのアクセス強化

① 福岡高速3号線（空港線）延伸事業の整備促進

【国土交通省】

活発な都市活動や人流・物流を支える幹線道路ネットワークの形成を図る上で、広域交通拠点である福岡空港との連携強化は、福岡市として取り組むべき大変重要な施策であります。

このため、太宰府方面及び福岡市の南部地域方面から福岡空港へのアクセス強化などを図るため、福岡高速3号線（空港線）延伸事業の整備促進について、特段の配慮が講じられますよう提言いたします。

【事業概要】

名称	福岡高速3号線（空港線）延伸事業
事業者	福岡北九州高速道路公社
事業規模	4車線、延長約1.8km
概算建設費	約470億円



福岡空港利用者の **約4割** が、久留米・佐賀・熊本など、**南部方面** からアクセス



3 都市の成長を牽引する博多港と アジアの先進的モデル都市アイランドシティ

提言事項

(1) 港湾物流機能の強化

- ① アイランドシティD岸壁の早期整備
- ② 箱崎ふ頭地区のRORO岸壁、航路・泊地の整備促進
- ③ 臨港道路整備に対する財政支援
- ④ 港湾運営会社に係る課税標準の特例措置の延長

【国土交通省】

博多港は、国内及び東アジアの主要港の中心に位置し、アジアに最も近い地理的優位性を有しており、九州で取り扱われているコンテナ貨物の約半数を取り扱うなど、福岡のみならず九州全体の市民生活や経済活動を支える重要な役割を果たしております。

近年、地震等の大規模自然災害が全国的に頻発していることから、発災時において、海上からの緊急物資の輸送など円滑な災害支援を図るとともに、市民生活や経済活動への影響を最小限に抑え物流機能の確保を図るため、耐震強化岸壁等の整備を進める必要があります。

さらに、昨今のトラックドライバー不足などを背景としたモーダルシフト需要への対応や、南海トラフなど大規模地震発生時の代替輸送ルート確保によるバックアップ体制の強化など、災害にも強い海上交通ネットワークの構築が求められております。

このような中、アイランドシティコンテナターミナルにおいて、残る整備はD岸壁のみとなっております。

ターミナル背後においては、物流施設の立地に必要な基盤整備を着実に進め、ターミナルと一体となって機能する臨海部物流拠点の形成を図っていく必要があります。

また、箱崎ふ頭においては、定期就航しているRORO船が更新時期を迎え、大型新造船等の投入が順次予定されております。

つきましては、アイランドシティD岸壁の早期整備、箱崎ふ頭地区のRORO岸壁及び航路・泊地の整備促進、また、臨港道路整備に対する財政支援や港湾運営会社に係る課税標準の特例措置の延長について、特段の配慮が講じられますよう提言いたします。

提言事項

(2) 博多港におけるクルーズ受入環境の充実

- ① 受入施設等の強化・充実への支援
- ② 安全で円滑な航行環境の確保に向けた中央航路の整備促進

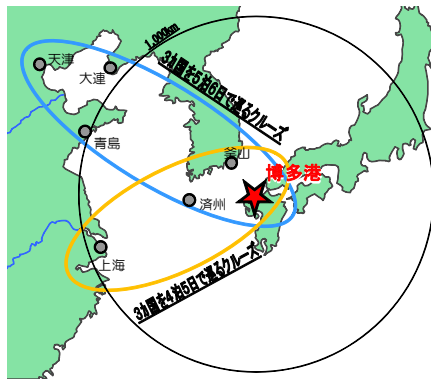
【国土交通省】

博多港においては、令和5年3月に国際クルーズの寄港が再開して以降、寄港回数が令和6年は204回で、令和7年は209回を記録するなど、我が国におけるクルーズ拠点港としての役割を担っているところです。

このような中、定員が5,000人を超える大型のクルーズ船が寄港するとともに、博多港発着クルーズにおいては増加傾向であることから、クルーズ拠点港にふさわしい受入環境の充実が喫緊の課題となっております。

このため、多様なクルーズに対応した受入施設及びC I Q業務の体制の強化・充実に向けた支援や、クルーズ船や貨物船等の大型船の安全で円滑な航行環境の確保に向けた中央航路の整備促進を図られるよう提言いたします。

■博多港の地理的優位性

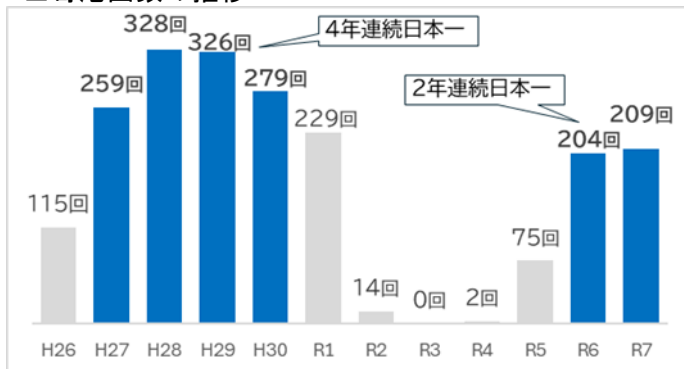


■アジア最大級のクルーズ船

スペクトラム・オブ・ザ・シーズ
(全長約 347m 約 17 万総トン)



■寄港回数の推移



■中央航路箇所図



提言事項

(3) 博多港におけるカーボンニュートラルポート形成

- ① カーボンニュートラルポート形成に資する取組みへの財政支援等
- ② 国によるブルーインフラの拡大推進

【国土交通省、環境省】

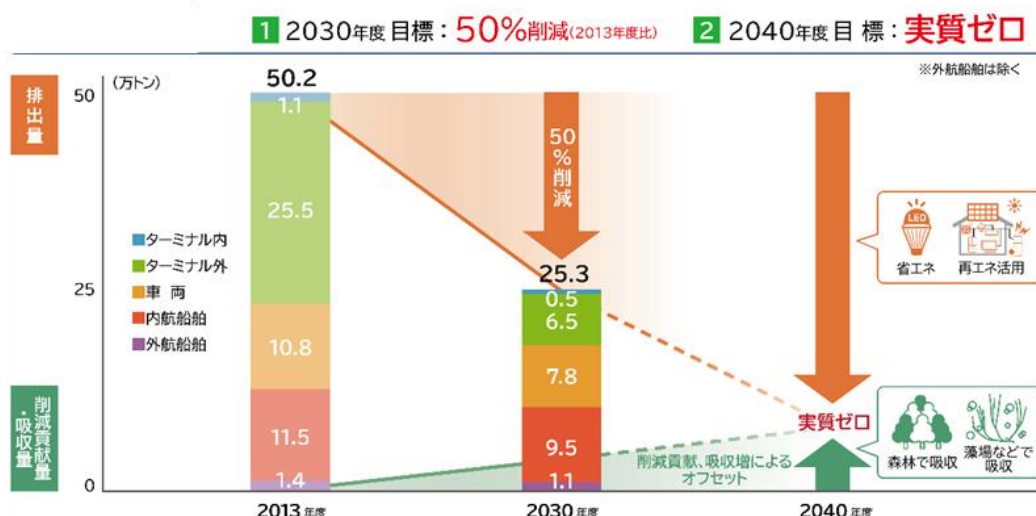
福岡市では、脱炭素社会の早期実現に向け、2040 年度の「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指したチャレンジを進めており、その実現に貢献するとともに、国際競争力の強化を図るため、博多港のカーボンニュートラルポート形成計画（港湾脱炭素化推進計画）を令和 5 年 1 1 月に策定し、官民で連携して脱炭素化の取組みを進めております。

博多港においては、CO2 排出量の約 8 割を占める民間事業者の取組みを促進していく必要がありますが、船舶や車両などの燃料の低炭素・脱炭素化や陸上電力供給施設における船舶側受電設備の整備費用の負担などコスト面が課題になっております。加えて、陸上電力供給施設の導入にあたっては、内航船舶の受電設備について統一規格が無いという課題もあります。

また、CO2 吸収源の拡大によるカーボンニュートラルの実現に向け、ブルーインフラの拡大を進める必要があります。

つきましては、カーボンニュートラルポート形成に資する取組みへの財政支援等や国によるブルーインフラの拡大推進について、特段の配慮が講じられますよう提言いたします。

■博多港カーボンニュートラルポート形成計画における計画目標



提言事項

(4) アイランドシティ都市基盤施設等の整備推進

- ① 港湾緑地整備に対する財政支援
- ② 公共下水道整備に対する財政支援
- ③ 住宅市街地総合整備事業の推進

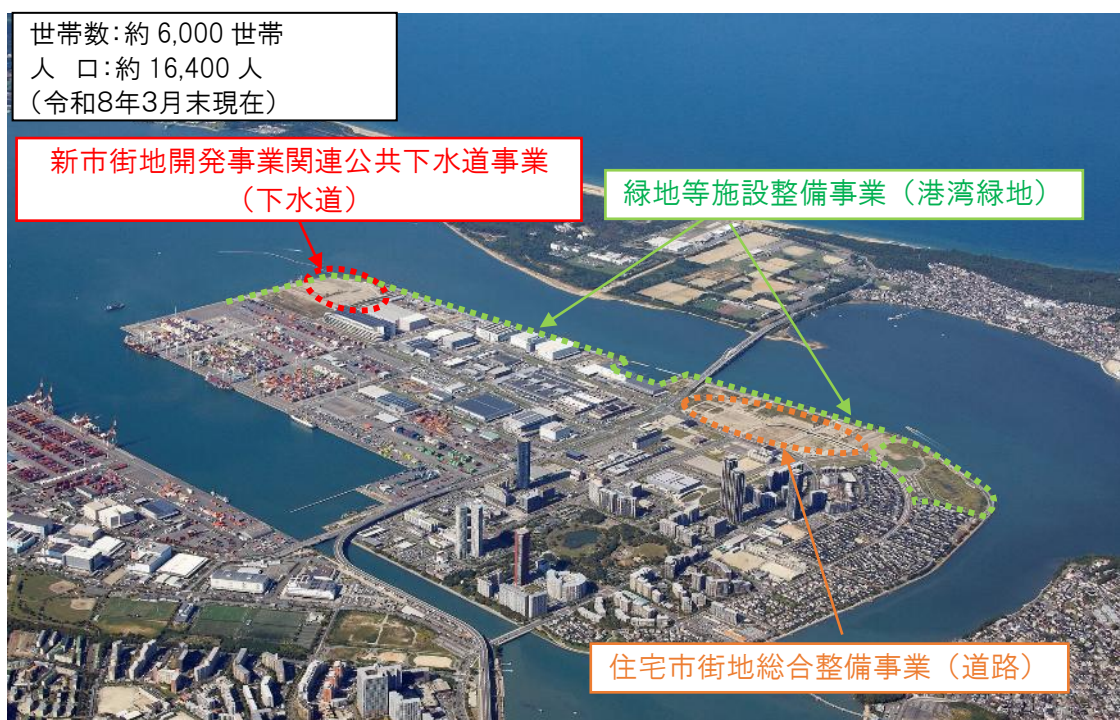
【国土交通省】

アイランドシティでは、豊かな自然環境と調和した「美しいまちなみ」を創造するとともに、環境共生を実感できる港湾緑地の創出や環境に配慮した創エネ・省エネ住宅の供給に取り組むなど、洗練されたアジアのモデルとなる都市づくりを着実に進めております。令和8年3月末現在、約6,000世帯、約16,400人の方が暮らしており、引き続き、約18haにおよぶエリアに約2,000戸の住宅供給などが予定されております。

また、市民生活や経済活動を支える「国際物流拠点の形成」に向け、物流機能の強化・集積にも取り組んでおり、令和6年3月には、九州最大規模のマルチテナント型の物流施設が竣工・稼働しております。これに加え、今後も約17haにおよぶエリアに大規模な物流施設の立地が決定しているところです。

さらなるまちの成熟や良質な住環境の創出、物流機能の強化に向け、引き続き、自然環境と調和したアイランドシティはばたき公園や外周緑地の整備、住宅や物流施設の立地に必要不可欠な道路や公共下水道の整備などを着実に進めていく必要があります。

つきましては、都市基盤施設等の整備推進に向けた財政支援について、特段の配慮が講じられますよう提言いたします。



4 九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくりと 学術研究都市づくり

提言事項

(1) 箱崎キャンパス跡地のまちづくり

- ① 先進的なまちづくりに向けた取組みへの支援
- ② 都市基盤整備に対する財政支援

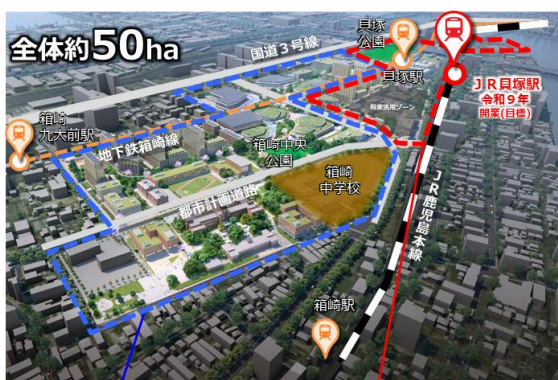
【国土交通省、文部科学省】

九州大学箱崎キャンパス跡地等においては、まちづくりの基本的な考え方などを示したグランドデザイン（平成30年7月）に基づき、先端技術の導入などにより様々な社会課題を解決し、快適で質の高いライフスタイルと都市空間を創出する「F u k u o k a S m a r t E a s t」に取り組んでおります。

また、令和8年3月に土地利用事業者が決定しており、令和10年度に予定されている第1期まちびらきに向けて九州大学や土地利用事業者等の関係者と連携をし、まちづくりに取り組んでおります。

都市基盤整備については、第1期まちびらきに合わせた供用に向け、公園整備や土地区画整理事業による駅前広場整備などを推進していく必要があります。

つきましては、グランドデザインの実現に向け、先進的なまちづくりへの支援や都市基盤整備に対する財政支援について、特段の配慮が講じられますよう提言いたします。



『UR・土地利用事業者』
による『開発行為』
令和3年度工事着手

『福岡市』による
『土地区画整理事業』
令和3年3月事業認可

【土地利用事業者が進めるまちづくりの概要】 HAKOZAKI Green Innovation Campus

<都市機能>

- イノベーション拠点「BOX FUKUOKA」
- 食のエンタメ交流拠点「フードパーク」
- インターナショナルスクール
- その他（居住機能など）

イノベーション拠点等（イメージ）



令和10年度 第1期まちびらき予定

	～R7	R8	R9	R10
公衆関連	◆グランドデザイン策定（H30） ◆地区計画などの都市計画決定（R8.3） ◆土地利用事業者決定（R8.3）	順次土地引渡し等		第1期まちびらき
基盤整備	自由通路 土地区画整理事業 （駅アクセス道路）	開業（予定） JR（有明）駅	公園整備等 土地区画整理事業 （駅前広場）	

<スマートサービス>



提言事項

(2) 九州大学学術研究都市づくり

① 伊都キャンパス周辺におけるインフラ整備に対する財政支援

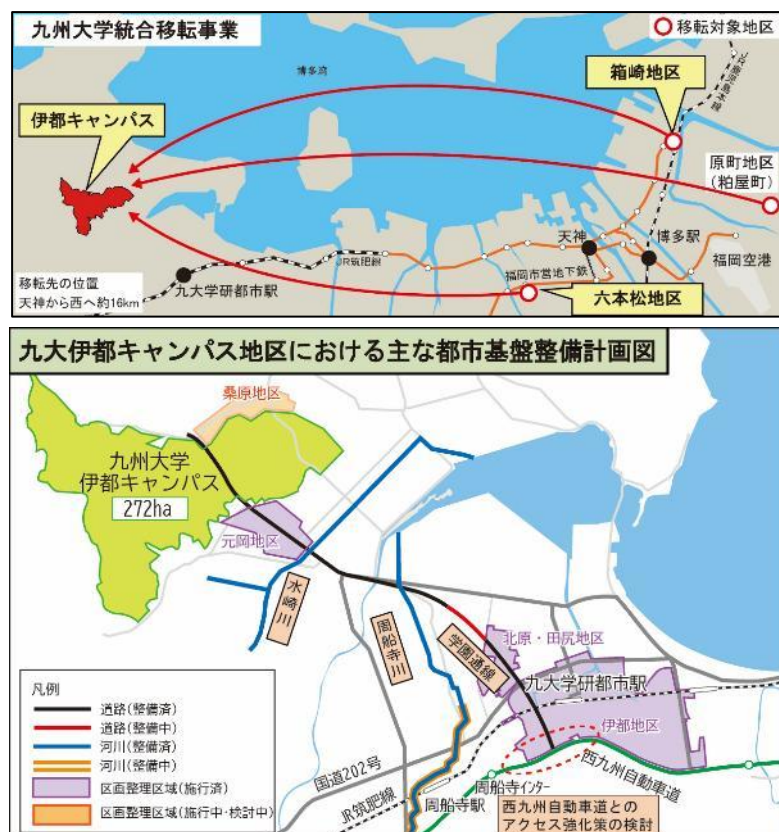
【国土交通省】

世界的水準の教育研究拠点をめざす九州大学の移転を契機として進めてきた学術研究都市づくりは、都市の成長を推進するうえで重要であり、福岡市としましても、元岡地区などの伊都キャンパス周辺のまちづくりや、道路・河川などのインフラ整備、福岡市産学連携交流センターや研究開発次世代拠点（いとLab+）などの研究・開発拠点形成に取り組んでまいりました。

平成30年9月に九州大学の統合移転事業が完了し、九州大学学術研究都市づくりは、新たな段階に移行していますが、今後も、学術研究、人材育成、国際交流等の拠点である九州大学との連携を密に図り、「魅力・活力創造拠点」の形成に向けて、更なる学術研究都市づくりに取り組む必要があります。

つきましては、関連するインフラとして、雨水排水の根幹をなす周船寺川の整備に向けた財政支援について、特段の配慮が講じられますよう提言いたします。

また、国道202号の渋滞緩和に向けた整備に取り組んでいただいており、引き続き、西九州自動車道を活用した伊都キャンパスとのアクセス強化など、交通円滑化の検討を提言いたします。



学園通線

延長	5,060m
幅員	27～50m
計画期間	H13～R10 年度以降

河川改修事業

周船寺川	
事業延長	4,580m
計画期間	H13～R10 年度

5 福岡市水素リーダー都市プロジェクトの推進

提言事項

- (1) 水素ステーション運営に係る財政支援の拡充
- (2) 水素供給パイプライン関連設備や純水素燃料電池等の導入に向けた補助制度の新設・拡充

【経済産業省（資源エネルギー庁）】

福岡市は、市民に身近な「まち」における「低炭素水素」の実装を進めており、需要と供給の両面で水素の普及拡大に取り組んでおります。

具体的には、下水バイオガス由来の水素を製造・供給する福岡市水素ステーションの運営や、給食配送車やごみ収集車など市民生活を支える商用車の導入を実施しております。また、水素社会の実現に向けたモデルとなるよう、九州大学箱崎キャンパス跡地等において、水素供給パイプラインを整備するとともに、水素ステーションの整備、純水素燃料電池の導入等を検討しております。

福岡市水素ステーションにおいては、平成 27 年 3 月の開設時より「低炭素水素」に特化した水素製造・供給を行ってまいりましたが、経年に伴う設備改修の実施や、人件費及び物価の高騰により、水素ステーションの運営にかかる費用が増加しており、市にとって大きな負担となっております。

また、箱崎地区においても、水素供給パイプライン関連設備の設置・管理運営や純水素燃料電池の導入に高額のコストを要し、市の負担が大きいことから、導入に向けた補助制度の新設・拡充が不可欠です。

つきましては、福岡市水素ステーションをはじめとする「低炭素水素」の製造・供給に係る補助制度の拡充や、水素供給パイプライン関連設備導入に向けた補助制度の新設・拡充について、特段の配慮を講じられますよう提言いたします。



6 半導体設計企業集積に向けた取組みの推進

提言事項

(1) 福岡市への半導体設計拠点の整備

【経済産業省】

福岡市では、半導体関連産業の振興を都市の持続的な成長に資する重要施策と位置付け、開発・設計企業を中心とした半導体関連企業の集積を推進しております。

半導体設計には、EDA（電子設計自動化）ツールのライセンス費用が年間数百万円から数千万円、高度な開発では数億円規模に及ぶなど、初期段階から多額の投資が必要となります。また、専用サーバ等の環境整備費や量産化に向けた試作品の製造費など、構造的に高いコスト負担が伴い、特にスタートアップや中小企業にとって、大きな障壁となっています。

こうした課題への取組みとして、令和8年4月に立地交付金制度を改正し、市内に新たに立地する半導体研究開発を行う企業を対象に、賃借・雇用助成に加え、「EDA ツールをはじめとする設備導入経費」の一部を助成できるよう支援を強化しております。しかしながら、EDA ツールは高額であり、国が、「半導体・デジタル産業戦略の今後の方向性について」において示された、EDA ツールの提供や設計コンサルティングを実施する「半導体設計拠点」の整備方針に大きく期待しているところです。

福岡市は IT 人材の集積、国内外への高い交通利便性、熊本との地理的近接性など、設計拠点に求められる環境を幅広く備えております。これらを踏まえ、福岡市が都市特性等を活かし、設計企業の集積を促進することにより、設計から製造、さらには半導体ユーザー企業を含む九州地域の一体的なバリューチェーンが形成でき、九州、ひいては日本全体の半導体産業の競争力強化に寄与すると考えております。

つきましては、「半導体設計拠点」の整備を進めていただくとともに、同拠点の候補地として、福岡市を選定いただきますよう提言いたします。

7 国際金融機能の誘致

提言事項

- (1) 金融・資産運用特区において継続協議となった提案項目の実現等更なる規制緩和
- (2) 国際金融機能誘致活動に対する支援や国の取組みとの連携強化
- (3) インターナショナルスクールの施設整備に係る財政支援

【内閣府（金融庁）、文部科学省】

福岡市では、産学官の推進組織「TEAM FUKUOKA」を設立し、「資産運用業」、「フィンテック」及び「BCP 対応業務」を重点的誘致分野と定め、これまで 43 社の誘致に繋げております。

金融・資産運用特区では、福岡市が提案した「個人投資家がベンチャーファンドに出資する際の要件緩和（活用 3 社）」や新たに提案した「ファンド出資総額が少額の場合における監査要件の緩和（活用 2 社）」も実現し、福岡に進出するなど、個人投資家によるスタートアップへの投資が一層活性化することが期待されております。今後も「アジアのゲートウェイ」「国内屈指のスタートアップ都市」といった福岡市の特性や、昨今の被災リスクの高まりも踏まえ、特区による規制改革に独自施策を組み合わせることで、誘致や金融機能の強化をさらに加速させる必要があると考えております。そのため、既に提案させていただいている「海外で実績ある金融事業者の国内ライセンス取得要件の緩和」によるビジネス業態に応じたライセンス取得の早期化をはじめ、国が実施する海外での特区プロモーションなどと福岡市のプレゼンス向上の取組みとの連携や国の海外ネットワークを活かした金融資産運用会社等の誘致対象企業の紹介などについても、特段の配慮が講じられますよう提言いたします。

あわせて、国際金融機能の誘致にあたりましては、充実した生活環境の整備が必要であり、特に外国人児童生徒に対する教育環境が整備されていることが重要であります。

福岡市におきましては、海外企業や国際機関で働く外国人等の子弟のために、地元経済界及び市、県が協力して設置したインターナショナルスクールがあり、質の高い教育を行っております。今後とも、国際金融機能の誘致を円滑に進めるためには、インターナショナルスクールの更なる充実を図り、増加する教育ニーズに応えることができるよう、環境を整えることが不可欠です。

つきましては、地元経済界や自治体など地域が協力して設置し、かつ国際的な教育認定機関の認定を受けるなど、外国人児童生徒に対して質の高い教育を行うインターナショナルスクールにつきましては、国際金融機能の誘致に大きく寄与することから、その施設整備費用を対象にした補助金制度の創設を講じられますよう提言いたします。

8 副首都構想及び首都圏バックアップの推進

提言事項

- (1) 国家のバックアップ体制を担う「副首都」を“福岡”に
- (2) 地域の実情に応じた柔軟な副首都指定の要件設定
- (3) 首都中枢機能のバックアップとして
既にある国の機関の機能強化
- (4) 多極分散型経済圏の形成に向けた
民間企業へのインセンティブ創設・支援の強化

【内閣官房、内閣府、総務省】

東日本大震災以降、国土全体の危機管理として、大災害が生じた場合でもわが国全体としての政治・経済・社会活動が円滑に行われるよう、東京一極集中の是正に向けた検討が進められてきた中で、大規模災害時に首都中枢機能を代替する副首都の制度化に向けた取組みが国において進められているところです。

福岡市は、東日本と西日本、太平洋側と日本海側という視点からしても東京との同時被災の可能性が低いことや、一定の経済機能や都市機能、国の行政機関が集積していることなどから、首都のバックアップ拠点にふさわしい都市であると考えています。

一方で、副首都の要件の一つとされている地方行政体制の整備について、副首都を早期に整備する観点から、地域の実情に沿った制度設計にする必要があると考えております。

つきましては、副首都構想の実現に向け、国全体の危機管理体制の早期構築の観点から、福岡を副首都に指定いただくとともに、副首都指定の要件とされる、道府県と政令市との連携協約に盛り込むべき条件について、現在の役割分担を前提とした連携協約も可能とするなど、地域の実情に応じた柔軟なものにするよう提言いたします。

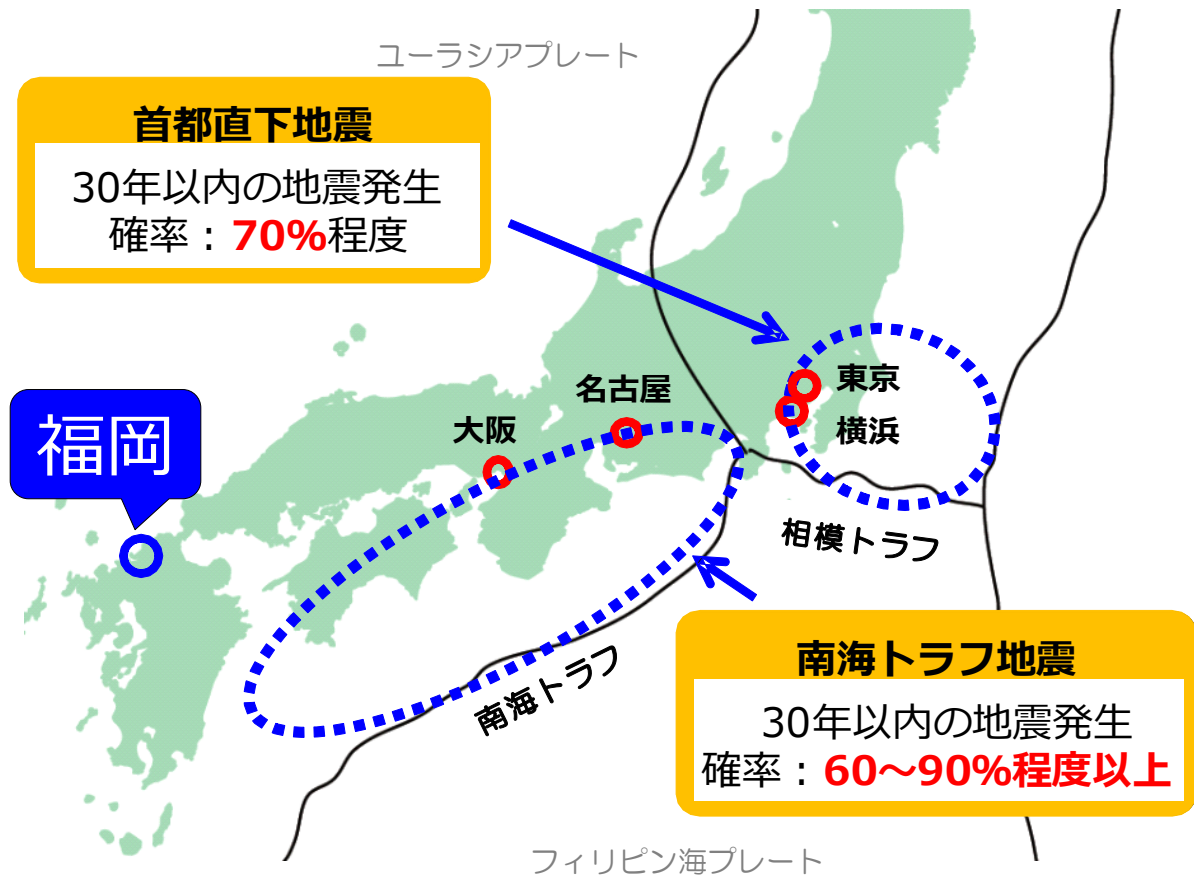
また、首都中枢機能をバックアップするためには、福岡市のように、国の行政機関が既に集積し、平時から機能している場所において、有事の際に臨時の指令塔機能を担えるよう、ハード、ソフトの両面から機能強化をすることが最も効果的です。

つきましては、首都中枢機能のバックアップを担う拠点として、既に福岡市にある国の機関の機能を強化していただくよう提言いたします。

さらに、民間企業が東京一極集中の状態では、有事の際、日本経済が停滞することも想定されるため、多極分散型経済圏の形成に向けて、民間企業の第二本社等を副首都をはじめとした地方に移転することが重要ですが、一方で、インシャルコストなどが障壁となり、民間企業等の地方移転など分散化が進んでいない現状もあります。

つきましては、多極分散型経済圏の形成に向け、民間企業へのインセンティブの創設や支援の強化をされるよう提言いたします。

南海トラフ及び首都直下地震の 地震発生確率と想定震源断層域



※地震発生確率は文部科学省地震調査研究推進本部による
(算定基準日：令和8年1月1日)

※想定震源断層域は、内閣府首都直下地震対策検討WG及び
南海トラフ巨大地震対策WGの最終報告をもとに大まかな場所を示したもの。

Ⅱ “心豊かで、安全・安心な”生活の質の向上

- 1 安心して生み育てられる環境づくり
- 2 サポートを必要とする子どもたちへの支援
- 3 全ての子どもたちの可能性を引き出す
学びの環境づくり
- 4 市立高等専門学校の設置に向けた取組みの推進
- 5 感染症への対応
- 6 新興感染症や災害への対応力強化に資する
福岡市民病院の移転整備に対する財政支援の拡充
- 7 2040 年へのチャレンジ、「福岡 100」
- 8 福祉・介護サービスの安定的な提供に向けた
取組みの推進
- 9 生活保護のさらなる適正化及び
生活困窮者支援に対する財政措置
- 10 医療保険制度の抜本的改革及び
国民健康保険財政の確立
- 11 より支援が必要な重度障がい者などへの支援の強化
- 12 アートを活かしたまちづくり
「Fukuoka Art Next」の推進
- 13 国指定史跡の整備
- 14 困難女性支援のための取組みの推進
- 15 在住外国人に関する取組みの推進
- 16 脱炭素社会の実現に向けた取組み
- 17 原子力発電所の安全確保及び防災対策の推進
- 18 安全で快適な生活基盤の整備推進
- 19 公共交通バリアフリー化の促進
- 20 小型船舶所有者への保管場所の義務付け
- 21 商店街の安全確保
- 22 DXの推進

1 安心して生み育てられる環境づくり

提言事項

- (1) 子育て世帯にかかる経済的負担の軽減
- (2) 多様な保育ニーズへの対応及び質の高い保育の提供のための人材確保等の支援の充実
- (3) こども誰でも通園制度の本格実施における支援の充実

【内閣府（こども家庭庁）、文部科学省】

少子化の要因として、将来に対する経済的不安があり、長期にわたる子育ての経済的負担や不安を払拭しなければ、子どもを生み育てるという決断が難しくなっている状況があること、また、自治体独自の支援が増える中で、地域間格差が生じていることに加え、幼児教育の開始時期が満3歳とされていることにより、同一年度に出生した児童間や保育と幼児教育の間で開始時期に差が生じていることから、幼児教育・保育の無償化の対象範囲の整理・拡充及び低所得世帯等を除き保護者負担とされた保育所等の副食費の無償化を提言いたします。

また、令和8年4月から「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）」として小学校給食費への財政措置が開始されていますが、国の基準額は多くの自治体の食材費に対して不足している上、中学校給食費については、具体的な無償化開始時期が示されていません。今後、国においては、物価高騰分も含めた食材費について、各地方の実情に応じた安定的な財政措置を講じるとともに、中学校の給食費無償化について、国の責任において明確かつ早急に制度化するよう提言いたします。加えて、財政措置の基準額については、自治体の予算編成に支障を来すことがないように早期に示すよう提言いたします。

また、保育所での障がい児や医療的ケア児の受け入れなど、増加する多様な保育ニーズに適切に対応するとともに、質の高い保育を安定的に提供できるよう、奨学金返済支援制度の創設など保育の人材確保策の充実や、保育士及び調理員の処遇の充実、配置基準の更なる改善を提言いたします。

さらに、こども誰でも通園制度について、子どもの成長や保護者の負担軽減のためには利用時間の拡充が必要であり、補助基準上の利用時間の上限を超えて実施した場合にも同等の財政措置を講じるよう提言いたします。

あわせて、その他の「こども未来戦略」に掲げる施策の推進にあたっては、地方自治体の意見を十分に踏まえるよう提言いたします。

提言事項

(4) 子ども医療費助成に対する統一的な 国の医療費助成制度の創設

【内閣府（こども家庭庁）】

子どもの医療費助成制度は、各自治体がそれぞれ制度設計をしていることで対象年齢や自己負担額など住んでいる地域で格差が生じています。

本来、子どもの医療費助成制度は、国の社会保障制度として全国一律に実施されるべきものと考えます。

全ての家庭が安心して子どもを生み・育てられる環境を整え、長期的に安定した制度設計となるよう、国の責任において、統一的な子ども医療費助成制度を創設するよう提言いたします。

2 サポートを必要とする子どもたちへの支援

提言事項

(1) 障がい福祉サービスの利用者負担軽減

【内閣府（こども家庭庁）、厚生労働省】

保護者の収入に依らず、障がいのある子どもが必要な支援を受けられる環境を整備し、社会全体で障がいのある子どもの子育てを支援するために、未就学児及び学齢期の児童が利用する障がい福祉サービスの利用料及び児童発達支援センターにおける給食費の無償化を提言いたします。

提言事項

(2) 不登校児童生徒への支援の充実

- ① 未然防止・早期対応のための取組みに対する財政支援
- ② 校内教育支援教室を運営する教職員の定数化と教育支援センターの運営に対する財政支援
- ③ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの正規化と定数化

【文部科学省】

近年、全国的に不登校児童生徒数が増加し続ける中、福岡市においても、令和6年度の小・中学校の不登校児童生徒数は5,770人となり、令和7年度に学びの多様化学校を開校するなどその支援の充実に取り組んでいます。

引き続き、子ども一人ひとりに応じた多様な支援を実施することで、誰一人取り残されない学びの保障を、社会全体で実現していくため、以下のとおり提言いたします。

- ・児童生徒の状況を把握するためのアンケート（Q－Uアンケート）の実施など、自治体が行う不登校等の未然防止・早期対応のための取組みについて、国庫補助を新設していただきますようお願いいたします。
- ・福岡市では、全ての中学校に校内教育支援教室を設置し、その運営を担うため、既存の教職員定数を振り替えて、不登校対応を行う専任の教員（教育相談コーディネーター）を配置しています。加えて、校外にも全区計7か所の教育支援センターを設置し、教育委員会事務局職員や非常勤職員等により運営しています。つきましては、不登校対応を行う専任の教員について、既存の教職員定数の振り替えを要せずに全ての中学校区への配置が可能となるよう加配定数の拡充が行われるとともに、教育支援センターの運営にかかる経費について、国庫補助の対象とされるようお願いいたします。
- ・福岡市では、子どもが抱える問題の早期発見・早期対応のため、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを全ての市立学校に週1～2日配置しているところですが、原則、非常勤職員としての任用となっており、人材の確保と専門性の蓄積に苦慮しているところです。つきましては、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを学校教育法等において正規の職員として規定するとともに、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律において教職員定数として算定し、国庫負担の対象とされるようお願いいたします。

3 全ての子どもたちの可能性を引き出す 学びの環境づくり

提言事項

(1) 個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた 支援

- ① ICT環境の持続的な整備に必要な財政措置
- ② 学習者用デジタル教科書導入の拡大
- ③ 教育データ活用に向けた取組みへの財政支援

【文部科学省】

全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを実現していくためには、「GIGAスクール構想」により整備したICT環境は、学校教育の基盤的なツールとして必要不可欠なものとなっています。

このICT環境を持続可能なものとするために、学校におけるインターネット回線費用、学習プラットフォーム使用料、家庭学習のためのモバイルルータ通信料について、国庫補助を新設していただくとともに、就学援助制度による家庭学習の通信料への支援についても、実態に応じたさらなる拡充をお願いいたします。

デジタル教科書については、令和8年6月に、デジタル教科書を紙の教科書と同様に正式な教科書として位置づけ、無償給与の対象とする学校教育法等の一部を改正する法律が国会において成立するなど、その本格的な普及に向けた制度整備が大きく進展しており、今後は次期学習指導要領の実施に合わせて、新たな制度の下での運用が開始されることとなります。このような動きを踏まえ、現行の補助の拡大とともに、効果的な活用方法に関する調査研究を引き続き実施していただきますようお願いいたします。

教育データの活用については、国においても検討が進められているところですが、個に応じたきめ細かな指導や、効果的な教育施策の立案等を行うため、各種教育データを可視化し、分析を行う教育データ連携基盤を構築するなど、教育データを先進的に活用する自治体の取組みに対して、財政支援を行っていただきますようお願いいたします。

提言事項

(2) 学校施設の老朽化対策や環境改善に向けた支援

【文部科学省】

福岡市においては、築 40 年を経過した市立学校施設が半数を超えており、老朽化した施設の長寿命化や環境改善、新しい時代の学びを実現する教育環境の整備などの課題があります。また、学校施設は、福岡市地域防災計画において収容避難所に指定されていることから、早急かつ着実に施設の改修・整備を進めることが必要です。

本市においては、これまでも大規模改造や外壁改修、トイレの洋式化など安全・安心かつ快適に利用することができる環境の整備に取り組んできましたが、更に、令和元年度に策定した福岡市学校施設長寿命化計画に基づき、築 20 年ごとに必要な改修を実施することで築 80 年使用を目標に施設の長寿命化を図り、特に築 40 年目改修においては、老朽化改修に加え、省エネ、バリアフリーなどの機能向上を進めています。また、築 60 年を超える施設が今後一斉に更新期を迎えることになるため、平準化を図る観点から令和 8 年度より立替施行による建替え工事に着手しています。

しかし、施設の改修・建替え・環境改善等には多額の事業費を要し、令和 7 年度には補助金の不採択も発生しています。事業が滞った場合には老朽化による事故等の発生に加え、教育環境の悪化や将来の経費の増大、災害時の避難所としての利用への影響も懸念されます。

つきましては、施設整備に係る安定的な財源を当初予算で確保いただくとともに、長寿命化改良事業における優先採択措置の継続や補助率、補助単価の引き上げ、予防改修事業における上限額を引き上げるなど、各種補助制度を見直し・拡充されるよう提言いたします。

老朽化したトイレ



洋式化・乾式化



段差のある昇降口



スロープ設置



提言事項

(3) 医療的ケア児の学校での受入れに関する支援の充実

【文部科学省】

令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定され、学校において医療的ケア児に対して教育を行う体制の充実のため、必要な措置を講じることが地方公共団体の責務とされております。

福岡市においては、令和8年度は特別支援学校6校に39名、小学校23校に30名、中学校6校に8名、高等学校1校に1名の学校看護師を配置し、各学校に学校指導医を委嘱するなど、特別支援学校に加え、小中高等学校においても医療的ケア支援体制を整備し、保護者の負担軽減を図っているところです。

さらに、対象児童生徒の増加に伴い医療的ケア児を安定して受け入れることができる体制づくりとして、人工呼吸器を使用する高度な医療的ケアへの対応、校外における医療的ケアの実施、宿泊行事への看護師の同行に加え、特別支援学校へ福祉タクシー等で送迎を行う通学支援などを実施しており、引き続き保護者の負担軽減に取り組んでいく必要があります。

医療的ケア児の学校での受入れを充実させるためには、多くの看護師を安定して雇用する必要があることから、「医療的ケア看護師配置事業」の助成制度の更なる拡充をしていただくとともに、通学支援のための車両借上げ料について国庫補助を新設されるよう提言いたします。

4 市立高等専門学校の設置に向けた取組みの推進

提言事項

(1) 市立高等専門学校の設置に向けた支援

【文部科学省】

福岡市では、高度デジタル人材を育成するため、令和 11 年 4 月に市立高等専門学校を開校すべく、検討を進めております。

福岡市においては、大学などの高度な教育・研究機能が集積し、理系人材をはじめとする多様な人材が育つ環境がある一方で、知識創造型産業など成長性のある分野の企業の集積が一層進んでおり、情報分野を中心とする高度専門人材の需要はさらに高まっていくものと見込んでおります。

また、全国的な少子・高齢化や人口減少の進行に伴い、生産年齢人口の減少や労働力不足が一層深刻化していく見通しとなっている中、AI やロボティクスの活用等による生産性の向上が喫緊の課題となっております。

さらに、AI などの急速な技術の発展によって大きく社会が変化していく中においては、単なる情報技術の習得にとどまらず、高度な情報技術を習得し、実社会における様々な課題に応じて選択・応用させながら、新しい価値を創出する人材の育成が不可欠となっております。

この間、国におかれましては、「大学・高専機能強化支援事業」のうち情報系分野の高等専門学校新設にかかる支援上限額を拡充されるなど、高等教育機関における高度デジタル人材育成に向けた取組みを積極的に後押しされているところでありますが、令和 9 年度の設置認可申請に向けた相談対応・助言、公立高等専門学校に関する財政的支援の継続及び教員確保にかかる支援の充実をお願いいたします。

5 感染症への対応

提言事項

(1) 定期予防接種の円滑な実施

- ① 財政措置の強化
- ② 早期の方針決定及び情報提供

【厚生労働省】

定期予防接種は、自治事務であるものの、伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するという公衆衛生上の必要性から行われるものであり、対象となる疾病やワクチンの種類、事務処理要綱などが、国において決定されております。

こうした中、定期予防接種に位置付けられるワクチンが年々増加しており、人口規模が大きい指定都市である福岡市においては、その接種件数が膨大であることから、定期予防接種の実施に係る財政負担が増大しております。

特に、令和6年度以降、総接種費用の3割程度の交付税措置とされているB類疾病の定期予防接種に、ワクチン価格が高額である新型コロナワクチン、带状疱疹ワクチンなどが新たに位置付けられ、その負担が非常に大きくなるとともに、自治体ごとの状況や判断により、被接種者の自己負担額に差が生じております。

また、近年、翌年度4月からの新たなワクチンの定期予防接種の開始や制度改正が、次年度予算編成の最終局面にある秋以降に決定される状況が続いております。

接種の実施にあたっては、予算措置のための議会への丁寧な説明や医療機関等との調整、接種対象者への周知などが必要となりますが、方針の決定から実施まで極めて短い期間しかなく、説明や調整の期間が著しく制約されるなど、円滑な定期予防接種の実施を妨げる要因となっております。

このような状況を踏まえ、定期予防接種の実施に関し、以下のとおり提言いたします。

- ・接種を希望するすべての方が必要な接種を受けることができるよう、定期予防接種の実施に要する費用は、全額国費による財源措置を講じること。
- ・定期予防接種の新規開始や制度変更を行う際には、十分な準備期間を確保できるよう、早期の方針決定と自治体への情報提供を行うこと。

提言事項

(2) 新興感染症等への対応

- ① 新興感染症等に対するサーベイランス体制の強化
- ② 感染拡大時における実行性のある検疫体制の確保
- ③ 今後の新興感染症等の発生に備えた体制強化への支援
- ④ 新興感染症等発生時に自治体を実施する感染症対策への財政措置

【厚生労働省、法務省】

福岡市においては、「感染症予防計画」等に基づき、健康危機管理体制の強化に取り組んでいるところです。

新型コロナウイルス感染症への対応状況を踏まえ、今後の新興感染症等への対応に関し、以下のとおり提言いたします。

- ・ 福岡市はアジアのゲートウェイとして重要な役割を果たしている福岡空港や博多港が立地し、国際的な人流の拠点となっていることから、海外から流入する新興感染症等をいち早く把握し、国内での発生・まん延を防止するため、福岡市において、国立健康危機管理研究機構（JIHS）との連携も含めた新興感染症等に係るサーベイランス体制の強化を図ること。
- ・ 新興感染症等の感染拡大時の水際対策について、その時々での政治判断や経済の状況等によらない速やかな対処が非常に重要であることから、国においてあらかじめ入国制限に関する一律の基準やルールを策定するなど、実行性のある検疫体制の確保を図ること。
- ・ 新興感染症等の発生に備えた自治体における訓練や物資の備蓄、医療機関でのICTの利用促進、医療機関や介護施設等における感染対策や人材育成など、平時からの体制強化について、財政措置をはじめとする必要な支援を行うこと。
- ・ 今後の新興感染症等の発生時においても、従来どおり国の責任において感染症対策を講じるとともに、自治体を実施する感染症対策については、全額国費による財源措置を講じること。

6 新興感染症や災害への対応力強化に資する 福岡市民病院の移転整備に対する財政支援の 拡充

提言事項

- (1) 病院事業債（特別分）への地方交付税措置期間
の延長及び着手要件の緩和
- (2) 病院事業債に係る建築単価上限の実勢に応じ
た引き上げ

【総務省】

福岡市民病院につきましては、市民の生命と健康を守る基盤をより確かなものとするため、新興感染症や大規模災害等への対応など、求められる役割と医療機能の強化に向け、現市立中学校用地への移転整備を進めております。

また、医療機能を一層強化するためには、現状の 204 床では限界があることから、300～350 床規模への増床を目指し、市内の医療機関との再編・統合に向けた協議を進めているところです。

一方で、昨今の物価高騰等の影響により病院運営は大変厳しい状況にあり、他都市の公立病院整備事業においても、建設工事費の高騰による入札不調などの事例が見られることから、今後の整備事業における財政負担の増大が懸念されております。

そのような中、普通交付税の措置割合が 25%から 40%へ引き上げられる「機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備に係る病院事業債（特別分）」は貴重な財源であるものの、措置期間が令和 9 年度までであることや期間内の実施設計着手が要件となっていることから、土地取得や再編統合に関する協議などの外的要因によりスケジュール調整が必要となる本事業では、要件の達成が困難な状況にあります。

このため、措置期間の延長や、基本計画への着手を要件とするなどの着手要件の見直しを提言いたします。

あわせて、病院事業債に係る建築単価上限につきましては、令和 8 年度より 85 万円/㎡へ大幅に引き上げられたところですが、今後も実勢に応じた引上げを提言いたします。

7 2040 年へのチャレンジ、「福岡 100」

提言事項

- (1) 高齢者の社会参加推進の取組みに対する支援
- (2) 認知症フレンドリーシティ・プロジェクトへの支援
- (3) 介護人材確保のための拠点の運営等に対する支援

【厚生労働省】

日本は、2025 年に団塊の世代が後期高齢者となり、超少子高齢化が急速に進行し、地域社会の担い手不足や社会保障制度の持続性確保が大きな課題となっています。さらに、2040 年には団塊ジュニア世代が高齢者となり、福岡市においては、2020 年との比較で、高齢者の人口は 1.4 倍に増加、要介護認定者数は 1.6 倍に増加すると見込まれています。

そうした中、アジアはもとより世界に先駆けた成功モデルを作るため、人生 100 年時代を見据え、誰もが心身ともに健康で自分らしく活躍できる社会を目指す「福岡 100」を、産学官民オール福岡で推進しています。

この「福岡 100」の取組は、今後日本を上回るスピードで高齢化を迎えるアジアの国々からも高く注目されています。

要介護リスクが高い高齢者が増加する中で、健康寿命の延伸等のため、高齢者が意欲などに応じて社会で活躍できる仕組みや環境づくりを進めていく必要があります。

福岡市では、老人福祉センターを「福岡100プラザ」と呼称し、コワーキングスペース・交流スペースやD I Yなどものづくり等の新たなプログラムを実施する場の整備、コーディネーターの配置などにより、「高齢者の社会参加の拠点施設」として機能強化を進めています。

また、就業意欲のある高齢者と企業のマッチングを促進するため、企業への働きかけや高齢者向け就業体験会等を実施するとともに、多様な働き方の理解促進やセカンドキャリア支援等に取り組んでいます。

一方で、家族形態やライフスタイルの変化、定年延長・働き方の多様化、テクノロジーの進歩など社会情勢が変化する中で、多様化する高齢者のニーズへの対応や、高齢期への準備も含めた幅広い支援のさらなる充実が求められます。

現在、介護予防等の観点から国費を活用するための制度は設けられておりますが、介護保険制度における措置にとどまり、高齢者の社会参加を直接支援する枠組みは必ずしも明確ではありません。つきましては、福岡100プラザの機能強化や就業支援の充実に対する財政支援、短時間就労など高齢者の多様な就労ニーズを企業側が受け入れる体制の支援について、特段の配慮をお願いいたします。

福岡市では、認知症になっても安心して暮らし続けられるまちを目指し、「認知症フレンドリーシティ・プロジェクト」として関係施策を一体的に推進しています。

具体的には、認知症の人とのコミュニケーションを円滑にするケア技法である「ユマニチュード®」の本格的な導入・普及を進めるとともに、認知症の人にもやさしいデザインの推進や、企業等と連携した「福岡オレンジパートナーズ」などの取組みにより、認知症の人や支える人の社会参加を後押ししています。

また、令和5年9月に「認知症フレンドリーセンター」を開設して、同プロジェクトの取組みを集約し、市民や企業に向けた情報発信に取り組んでおり、国内外からも多くの方が視察に訪れています。

これらの一連の取組みは国際的にも評価され、都市の課題解決を競う「メイヤーズ・チャレンジ2025-2026」において、日本の自治体で初めて受賞都市に選定されるなど、国の掲げる「新しい認知症観」を具体化する先進的事例となっており、令和8年10月にはユマニチュードの国際会議の開催を予定しております。

認知症施策の今後のさらなる展開及び取組みの定着に向け、引き続き、特段のご支援をお願いいたします。

介護人材の確保は、国内において、すでに熾烈な競争状態となっており、我が国全体として安定的な介護サービスを提供していくためには、国内だけではなく、外国人介護人材の確保・定着にも、しっかり目を向けていかなければなりません。

こうした状況を踏まえ、福岡市では、令和8年1月に「福岡市介護人材 交流サポートセンター」を開設し、同センターを通じて国内外の更なる人材の確保や定着に取り組むこととしており、これは、国が取り組む海外人材の確保にも寄与できるものと考えております。

しかしながら、海外における国家間の介護人材獲得競争の熾烈さも増す中、国内外の関係機関との連携・協力体制の構築、国ごとの送り出しの仕組みや日本の在留資格などをはじめとする制度等への対応、介護事業所への受け入れ支援、地域社会や本人・家族への支援など様々な課題があり、地方公共団体が単独で取り組んでいくのは容易ではないと考えております。

つきましては、地方公共団体による外国人介護人材の受け入れや定着を図るための様々な取組みが円滑かつ持続的に進むよう、海外との橋渡しや拠点の運営に対する財政支援、介護現場の実情に応じた弾力的な在留資格制度の構築を働きかけるなど、重点的・全面的な支援体制を整備していただきますよう、提言いたします。

さらに、介護人材確保事業は都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金を一部活用して取り組んでいるところですが、福岡市は、人口が多く、介護サービス事業者の指定権限を有する政令指定都市であり、地域の実情に精通している介護保険者でもあることから、より効率的・効果的な事業展開が可能となるよう、政令指定都市に直接配分されますよう、提言いたします。

8 福祉・介護サービスの安定的な提供に向けた 取り組みの推進

提言事項

- (1) 介護保険制度の安定的な運営のための財政措置
- (2) 小規模多機能型居宅介護等の普及・促進
- (3) 福祉避難所への直接避難体制の整備と財政支援の充実

【厚生労働省】

将来にわたり高齢者が増加し、生産年齢人口が減少する社会において、必要な福祉・介護サービスを持続的に提供するためには、介護保険制度の安定的な運営が必要です。

近年、認知症高齢者の増加に加え、特に都市部で単身高齢者の割合が高くなっており、要介護認定者数の増加に伴う、介護サービスの利用増、介護保険料の負担増が大きな課題となっています。今後の介護保険制度の安定的な運営に向け、介護給付の財源のうち、国の負担割合の引き上げなどによる、第1号被保険者の負担割合の引き下げにつながる財政措置を講じるよう提言いたします。

なお、介護度が高い在宅高齢者へのおむつ等の介護用品支給事業については、地域支援事業の対象外とされる方向にあります。在宅生活の継続に寄与し、介護保険制度の安定的な運営に資する事業であることから、引き続き国による必要な財政措置を講じるよう提言いたします。

また、介護度が高く、自宅での生活が難しい高齢者が入居する特別養護老人ホームについては、施設の老朽化が進んでおり、改修にあたっては、昨今の建築費高騰もあり、事業者の負担も大きく、自治体単独での支援も限界があるため、国において、新たな補助制度の創設など、必要な措置を講じるよう提言いたします。

さらに、介護職員等処遇改善加算の充実など、適切な報酬単価の設定を進めるとともに、処遇の改善に当たっては、保険料や利用者負担の引き上げにつながらないよう、全額国庫で賄うよう、提言いたします。

このほか、介護報酬の地域区分について、福祉人材確保の取り組みに支障が生じないよう、国家公務員の地域手当に準拠することなく、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講じるよう提言いたします。

地域包括ケアを進めるにあたり、在宅での生活を支えるサービスとして、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の普及・促進が課題となっています。令和9年度の介護報酬改定に向けて、

国の責任において、これまでの報酬改定に関する効果検証を行うとともに、運営基準の緩和や財政支援の充実などの普及・促進策を講じるよう提言いたします。

災害時においては、支援や介護が必要な高齢者が着実に避難できる体制整備が重要となっています。

福祉避難所を円滑に機能させるためには、水・食料のほか、簡易ベッド、ポータブルトイレ、間仕切り等の要介護者等の特性に配慮した受入環境の確保に必要な物資を平時から十分に備蓄しておく必要があります。

併せて、本市では、国のガイドラインに基づき、要配慮高齢者が福祉避難所へ直接避難ができるよう体制整備を進めていますが、これには、ケアマネジャーなどの専門職との連携のもと、要配慮高齢者の心身状況の把握や受入施設との事前調整など、個別かつ専門的な対応が必要です。

このため、福祉避難所の拡充と必要な物資の確保、福祉避難所への直接避難を前提とした事前調整体制の構築や介護支援専門員等の専門職が関与する取組について、必要な財政支援を講じるよう提言いたします。

9 生活保護のさらなる適正化及び 生活困窮者支援に対する財政措置

提言事項

(1) 生活保護のさらなる適正化及び 生活困窮者支援に対する財政措置

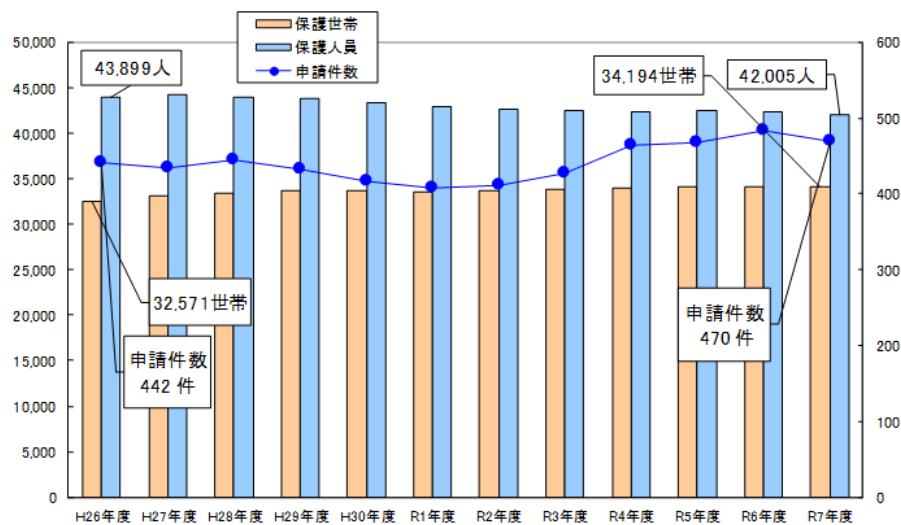
【厚生労働省】

生活保護のさらなる適正化を推進するため、生活保護費の全額国庫負担、生活保護法第29条による調査に対する金融機関などへの回答の義務付けなどについて、引き続き地方自治体の意見を踏まえて制度全般の検討を行い、法改正を行うとともに、地方自治体が実施する生活保護適正化事業や子どもの貧困への対応のための措置に要する経費の全額国庫補助など、必要十分な財政措置を講じるよう提言いたします。

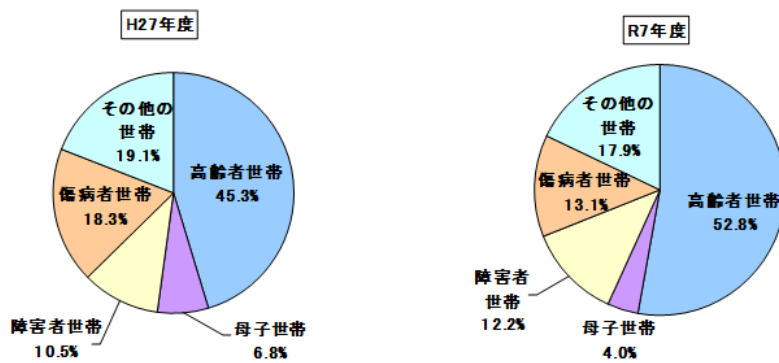
また、生活困窮者自立支援制度において、複合的な課題を抱える生活困窮者に対する寄り添い型の支援を行うためには、きめ細かな対応が必要であることから、地方自治体の実情に応じた効果的かつ実効性のある事業が実施できるよう、自立相談支援事業や住居確保給付金、任意事業などに要する経費の全額国庫負担など、国の責任において必要十分な財政措置を講じるよう提言いたします。

福岡市の生活保護について

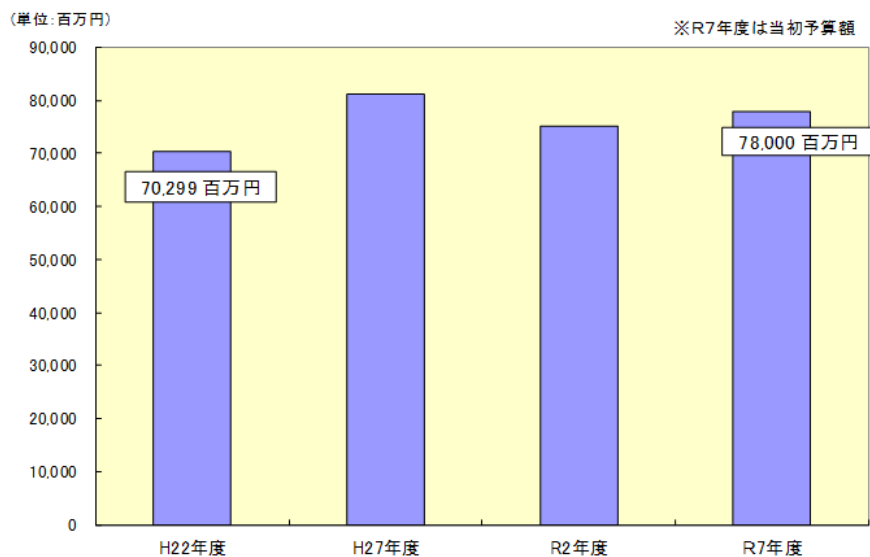
1. 生活保護の概況 ※数値は月平均値



2. 世帯類型の変化



3. 生活保護費決算額の推移



4. 生活保護申請件数の比較 (前年同月比)

	R7年	R8年	対前年増加率
3月	417件	426件	2%
4月	549件	466件	-15%

10 医療保険制度の抜本的改革及び 国民健康保険財政の確立

提言事項

(1) 医療保険制度の抜本的改革及び 国民健康保険財政の確立

【厚生労働省】

国民健康保険は、他の医療保険制度に加入していない人の最後のセーフティネットであるため、他の医療保険に比べて、高齢者が多く医療費水準が高いことや低所得者が多く所得水準が低いことから、保険料負担が重くなるなどの構造的な問題を抱えており、財政基盤は脆弱なものとなっています。

さらに、高齢化の進展や医療の高度化により、医療費や後期高齢者支援金等が増加し、被保険者の保険料負担は年々重いものとなっています。

このため、財政運営の健全化に懸命に取り組んでいるところですが、国民健康保険制度の構造的な問題の解決が急務であるため、制度の安定化に向け、次の事項について提言いたします。

- ・国民健康保険と他の医療保険制度との更なる負担の公平性を図り、長期的に安定的で持続可能な医療保険制度とするため、医療保険制度を一本化するなどの抜本的改革を早急に実現すること。
- ・制度改革にあたっては、必要な財政措置を講じるなど国民健康保険の負担増につなげることがないように配慮すること。
- ・一本化が実現するまでの間は、国民健康保険の構造的な問題の抜本的解決のため、国庫負担率の引き上げなどによる財政措置を直ちに実施すること。
- ・高所得者の保険料が賦課限度額により頭打ちとなるため、中間所得者層の保険料負担が重くなり、公平な保険料負担となっていない。このため、賦課限度額について、段階的に引き上げること。また、後期高齢者支援金、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る賦課限度額は、特に被保険者の受益との関連性を慎重に吟味し、国民の理解を得られるよう丁寧に周知すること。
- ・社会経済情勢の変化並びに、後期高齢者支援金、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金の増加などにより被保険者の負担が増す場合は、国の責任において保険料負担が抑制される措置を講じること。

11 より支援が必要な重度障がい者などへの 支援の強化

提言事項

- (1) 医療的ケアなどが必要な障がい者などへの支援の強化と地域における重度障がい者の居住の場の確保
 - ① 医療的ケア児・者の介護を行う家族への支援の充実
 - ② 医療的ケアなどが必要な障がい者や強度行動障がい者等への支援の拡充
 - ③ グループホームにおける適正な人員配置基準等の設定
- (2) 地域生活支援事業への財政的支援の確保

【厚生労働省、内閣府（こども家庭庁）】

重い障がいや病気がある方が地域で生活することが増えており、安心して過ごすための居場所や支援がより求められています。

そのような中、重度の医療的ケア児・者の家族に対するレスパイトの充実については、昨年度に提言を行い、これに対し、令和8年度の予算編成において、医療的ケア児の家族への在宅レスパイトに活用できる補助を大幅に拡充していただいたところですが、このことについては、自宅や公共施設以外での使用を求める声も多いため、要件の緩和等について提言いたします。

また、24時間人工呼吸器が必要なより重度の医療的ケア児・者に対しては、福岡市独自で試行的に、年間338時間を上限とした在宅レスパイト事業を行っており、国においても引き続き補助の拡充等の検討をお願いいたします。

医療型短期入所の給付費を入院時の診療報酬と同等以上にするなどのインセンティブを設けるとともに、生活介護など障害福祉サービスにおいて医療的ケア区分を設けるなど、重度の障がい児・者に対応できるよう充実を図ることを提言いたします。

特に、重度の医療的ケア児・者を受け入れる医療型短期入所を実施する病院が少ないため、国においても国公立病院への働きかけや、一般的に短期入所に参入しない専門性の高い病院等の参入を促すことを提言いたします。

また、空床利用型でも実施できる送迎補助メニューを創設することや、小学生以下の見守り・日中活動の充実を図るために人員体制を空床利用型でも導入できるよう対応を図るなどのインセンティブを導入することを提言いたします。

さらに、夜間も頻回な対応が必要となる重度の医療的ケア児・者を受け入れる医療型短期入所や福祉型強化短期入所を評価する財政上の措置を講じるよう提言いたします。

生活介護や短期入所などを行う事業所においては、医療的ケアが必

要な障がい者や強度行動障がい者、重症心身障がい者からの利用ニーズがあるにも関わらず、専門職の配置ができないため、利用者の受入れを断らざるを得ないといった状況があります。市の調査では、特に医療的ケアにおいては、看護師、また、強度行動障がいにおいては、マンツーマン対応でなければ実施が難しいという意見が多く、令和6年度報酬改定において、医療的ケアや強度行動障がい者への支援体制の充実が図られたところではありますが、重度障がい者の受入れが進んでいない状況です。

福岡市では、令和8年度から重度の障がい者を受け入れる生活介護・短期入所事業者に対して、看護職員や生活支援員の職員加配費用相当額の補助を開始し、より一層の運営支援を行っているところですが、本事業は、国が定める報酬を補完するものです。

国において報酬改定に関するモニタリングを行い、支援内容や支援者の実態把握・課題分析をした上で、令和9年度報酬改定において、必要な制度の見直しや財源措置を講じるよう提言いたします。

さらに、強度行動障がいの状態にある方の行動障がいの軽減につながる支援スキルの確立とその習得の場が設立されるよう提言いたします。

また、福岡市においては、グループホームの設置自体は増加傾向にありますが、重度障がい者に対応できる人材が確保できないことなどから、重度障がい者の受け入れが進んでいない状況です。

重度障がい者の住居となるグループホームの整備において、福岡市では、令和2年度から障がい支援区分6を受け入れる事業者に対して、生活支援員等の職員加配費用相当額の補助を開始し、令和4年度からは区分4、5の強度行動障がい者まで対象を拡大し、より一層の運営支援を行っているところですが、本事業は、国が定める報酬を補完するものです。

令和6年度報酬改定において、重度障がい者等の受入れに対する評価がなされたところですが、今後も国において、報酬改定後の実態把握・課題分析を行い、重度障がい者に対し、必要かつ十分な支援を行うことができるよう適切な人員配置基準とするとともに、その人員配置が可能となる適正な報酬の設定をされるよう提言いたします。

地域生活支援事業の実施に要する費用に対しては、統合補助金として個別事業の所要額に基づく配分を行わないとしています。法で定められた移動支援事業や日常生活用具給付等事業などの必須事業のように事実上実施が義務付けられている事業について、国1/2、都道府県1/4の補助率が担保されるよう、万全の財政措置を講じるよう提言いたします。

特に日常生活用具給付等事業においては物価高の影響も大きく、給付する用具について様々な要望を受けており、適切な支援を行うには、用具の種目・基準額・対象要件等の見直しが必要なため、万全の財政措置を講じるよう提言いたします。

12 アートを活かしたまちづくり 「Fukuoka Art Next」の推進

提言事項

- (1) アーティストの成長支援に係る財政支援等の拡充
- (2) アート産業の活性化に向けた税制改正や規制緩和
 - ① アート投資促進に向けた税制改正（寄付税制、相続税の優遇措置）
 - ② レジデンス事業参加の海外アーティストの販売活動の要件緩和
- (3) 新たな展示施設の整備に向けた財政支援

【文部科学省（文化庁）、内閣府地方創生推進室、財務省】

福岡市は、彩りにあふれたアートのまちを目指し、令和4年度から「Fukuoka Art Next」を推進しています。

市民が身近にアートに触れる機会を創出するとともに、スタートアップ都市としての強みを活かし、新しい価値の創造にチャレンジするアーティストが成長し活躍できる環境づくりに取り組んでおり、福岡市美術館周辺に位置する旧中学校校舎を活用し、令和4年9月にアーティストの成長・交流拠点「アーティストカフェ」を開設し、レジデンス事業の活動拠点としても活用していますが、アーティストから更なる施設の機能拡充を要望する声も多くあるため、令和7年度より倉庫としてのみ利用していた北校舎の改修工事を実施しております。

つきましては、アーティストの活動拠点となるアーティストカフェの整備や運営にあたり、施設改修や維持管理、レジデンス事業にかかる費用への財政支援の継続や拡充等、特段の配慮を講じられますよう提言いたします。

また、海外同様の税制度に係る優遇措置導入の検討やレジデンス事業に参加する海外アーティストの作品販売活動の要件緩和など、アート産業の更なる活性化に向けて、特段の配慮を講じられますよう提言いたします。

加えて、都心部の公園地下駐車場跡地を活用して、福岡アジア美術館の新たな展示施設を整備し、これを軸に、福岡市美術館、アーティストカフェフクオカの4館がそれぞれの特性や強みを活かしつつ、相互の連携を継続、強化することで、より多くの市民に開かれた施設として、総合的な魅力向上と効果的な運営を図っていきます。この取り組みへの財政支援について、特段の配慮が講じられますよう提言いたします。

13 国指定史跡の整備

提言事項

- (1) 国指定史跡及び史跡内における地方指定文化財への財政支援の拡充
- (2) 史跡の復元整備及び活用についてのさらなる支援

【文部科学省（文化庁）】

福岡市は古代から対外交流の要衝として発展し、市内には多数の国指定史跡が存在します。中には福岡城跡や鴻臚館跡のように複数時代の価値が重層的に認められる史跡もあり、多様な建造物や遺構が共存することが福岡市の歴史の連続性と多様性を示しています。

これらの史跡においては、これまで国からの支援により歴史的建造物の復元や史跡の整備を進めてまいりましたが、一方で国史跡内にあり史跡を構成する県・市指定文化財の整備については自治体の負担に依存しており、県や市の財政状況により修理や管理が十分に進まないなどの課題があります。そのため史跡全体の一体的な保存や整備・活用に向け、史跡の復元・整備に対する継続的で安定的な支援とともに、県・市指定文化財への国の補助対象の拡大など、国からの財政支援について、特段の配慮を賜りますよう、提言いたします。

また、近年では文化観光や教育旅行における史跡の活用など、来訪者の多様なニーズに応えることが求められております。史跡の本質的な価値を保護しつつ、歴史的建造物の復元や便益施設等の設置を進めていく必要がありますが、復元や設置の認可に時間を要し、また国史跡内の駐車場やガイダンス施設等の設置については、原則として認められていない状況にあります。

つきましては、史跡の積極的な活用や、来訪者の受け入れ環境の整備という観点から、史跡の理解促進や活用の上で欠かせない歴史的建造物の復元、及び便益施設の設置に対する考え方については、各地域の実情に応じた、より柔軟な運用について講じられますよう、提言いたします。

14 困難女性支援のための取組みの推進

提言事項

(1) 相談体制強化のための補助制度の拡充

【厚生労働省】

令和6年の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正に伴い、法の趣旨に沿って困難を抱える女性の支援に取り組んでおります。

支援に必要な人材を確保し、適切な支援を提供するためには、正規職員による相談支援体制の整備、相談窓口の設備改修など、相談支援体制の充実・強化が必要不可欠ですが、現在の国の支援メニューは主に都道府県が対象となっており、市民の身近な相談窓口機能を担う基礎自治体を対象とする支援メニューが不十分であるという課題があります。

国におかれましては、法の趣旨をふまえ、様々な困難を抱える女性の相談に対し、どの自治体においても適切な体制で必要かつ十分な支援を行えるよう、補助制度の拡充について、早急な対応を講じられますよう提言いたします。

15 在住外国人に関する取組みの推進

提言事項

- (1) 外国人の受入れ・共生に関する施策を所管する「外国人庁」を新たに創設
- (2) 外国人の受入れ・共生に関する施策等の主体的な実施
- (3) 留学生を受け入れる学校等への確認・指導の実施
- (4) 地方自治体が多文化共生施策の事務の一部を担う場合の財政支援

【内閣官房、法務省、文部科学省】

外国人の受入れについては、国において特定技能、技能実習を始めとする在留資格の制度の見直しが行われ、拡大が図られているところです。それにより、福岡市においても、令和8年5月末時点で在住外国人数は約61,000人となっており、今後もさらなる外国人とその家族の増加が見込まれております。

福岡市においては、国により示されている「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」等を踏まえ、多言語による情報提供や、生活ルール・マナーの周知・啓発、一元的相談窓口の設置、外国人住民との交流支援など、様々な取組みを進めているところですが、地域における様々なトラブルも発生しています。

地域住民が安心して暮らせる生活環境を守り、在住外国人が地域コミュニティの一員として生活するためにも、以下のとおり提言いたします。

- ・国におきましては昨年7月に内閣官房に「外国人との秩序ある共生社会推進室」を設置しているところではありますが、多文化共生施策については国の責任において対応すべきものであることを踏まえ、「外国人庁」を創設し、強力なリーダーシップのもと取組みを推進するよう提言いたします。
- ・特に、令和8年1月に改訂された「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」において記載されている、在留外国人が、日本語や国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設を早期に実現されるとともに、学校や企業等の受入れ機関への指導など、国が主体的に実施していただきますようお願いいたします。また、地域住民の安心・安全が脅かされることがないように、不法就労など法令に違反する外国人については、引き続き適切な対策を行っていただきますようお願いいたします。

- ・福岡市においては、留学生が在住外国人の約3割を占めており、外国人を受け入れる大学、専修学校、各種学校及び日本語教育機関、またこれらを運営する学校法人（以下、「留学生を受け入れる学校等」という。）においては、地域で継続的に運営する教育機関として、地域住民との信頼関係の構築や地方公共団体との連携に向けた体制づくりなど、地域との共生に向けた対応の重要性が高まっております。

つきましては、国におかれまして、留学生を受け入れる学校等に対して、地域や地方公共団体との連携に関して学校側が主体的に取り組み、設立後も継続して地域社会との共生に向けた取組みを実施するよう、認定や認可の基準等に盛り込むとともに、審査プロセスにおいて基礎自治体や地元住民の意見を踏まえて審査を行うこと、また地域との軋轢が生じないように、設立後も含め必要な確認・指導を行っていただきますよう提言いたします。

- ・政府方針により在住外国人数が増加する中、多文化共生施策の更なる推進が求められる一方で、本市が実施する各種施策に係る国からの補助金は、全体の事業費の約1割程度となっています。とりわけ、外国人受入環境整備交付金等につきましては、令和6年度から国の予算不足により、交付要綱の交付率を下回っており、地方の負担が増大しております。今後とも、住民に最も身近な行政サービスを提供する基礎自治体として、日本人はもとより外国人にも住みやすいまちづくりに取り組んでいくために、地方自治体が国に代わって多文化共生施策の一部を担う場合は、国において十分な財源を確保するとともに、地域の実情に応じて実施する施策で活用できるよう、交付対象事業の拡大や上限額の引上げ、新たな交付金制度の創設など、地方公共団体の財政支援を実施されますよう提言いたします。

16 脱炭素社会の実現に向けた取り組み

提言事項

- (1) 建築物の ZEB 化等の加速に向けた補助制度の拡充
- (2) 国産ペロブスカイト太陽電池の実装に向けた補助制度の拡充
- (3) 電気自動車等導入及び充電設備への財政支援の拡充

【環境省、経済産業省】

福岡市は、「2040 年度 温室効果ガス排出量実質ゼロ」のチャレンジを掲げ、省エネや再エネの導入推進など様々な取り組みを進めております。

目標の達成に向けては、建築物の脱炭素化が重要であり、福岡市においては「天神ビッグバン」や「博多コネクティッド」によりビルの建替えが進むこの機を逃さず、設計費の市補助などにより ZEB 化を推進しているところですが、国補助については、申請手続きが煩雑であることや申請期間が限定的であることなどから、市内において活用が進んでおらず、申請手続きの簡素化などが必要です。

また、福岡市は集合住宅率が約 80%と政令指定都市で最も高く、従来型の太陽光発電を設置できる余地が少ないという課題を有しており、更なる再エネ導入にあたっては、国産ペロブスカイト太陽電池の実装を進めていくことが肝要です。このため、現在、国補助の対象となっていない壁面等への設置や小規模設置、実証に係る設置への支援及び民間事業者の導入に対する補助額の拡大など制度の拡充が必要です。

加えて、自動車部門においては、福岡市でも EV 等の導入補助等により車両の脱炭素化を図っているところですが、自動車部門の排出削減は家庭・業務部門と比べて進んでおらず、EV 等の普及拡大に向けた導入費用のさらなる軽減が必要です。また、充電設備の国補助についても、補助枠を上回る交付申請がなされており、さらなる予算の確保が肝要です。

つきましては、建築物の ZEB 化等の加速に向けた補助制度の拡充、都市型地産地消創エネモデルの形成にも繋がる国産ペロブスカイト太陽電池の実装に向けた補助制度の拡充、電気自動車等の導入や充電設備の設置に係る財政支援の拡充について、特段の配慮が講じられますよう提言いたします。

17 原子力発電所の安全確保及び防災対策の推進

提言事項

(1) 施設の安全確保

- ① 事故原因の徹底究明とそれを踏まえた総点検の実施
- ② 新規制基準による徹底した安全・防災対策の確立

(2) 防災対策の推進

- ① 国の責任を基本とする災害時における対処体制及び防災資機材等の拡充整備

(3) 情報公開の徹底と原子力政策への国民の理解促進

(4) 原子力災害及び放射能等に関する知識の普及・啓発

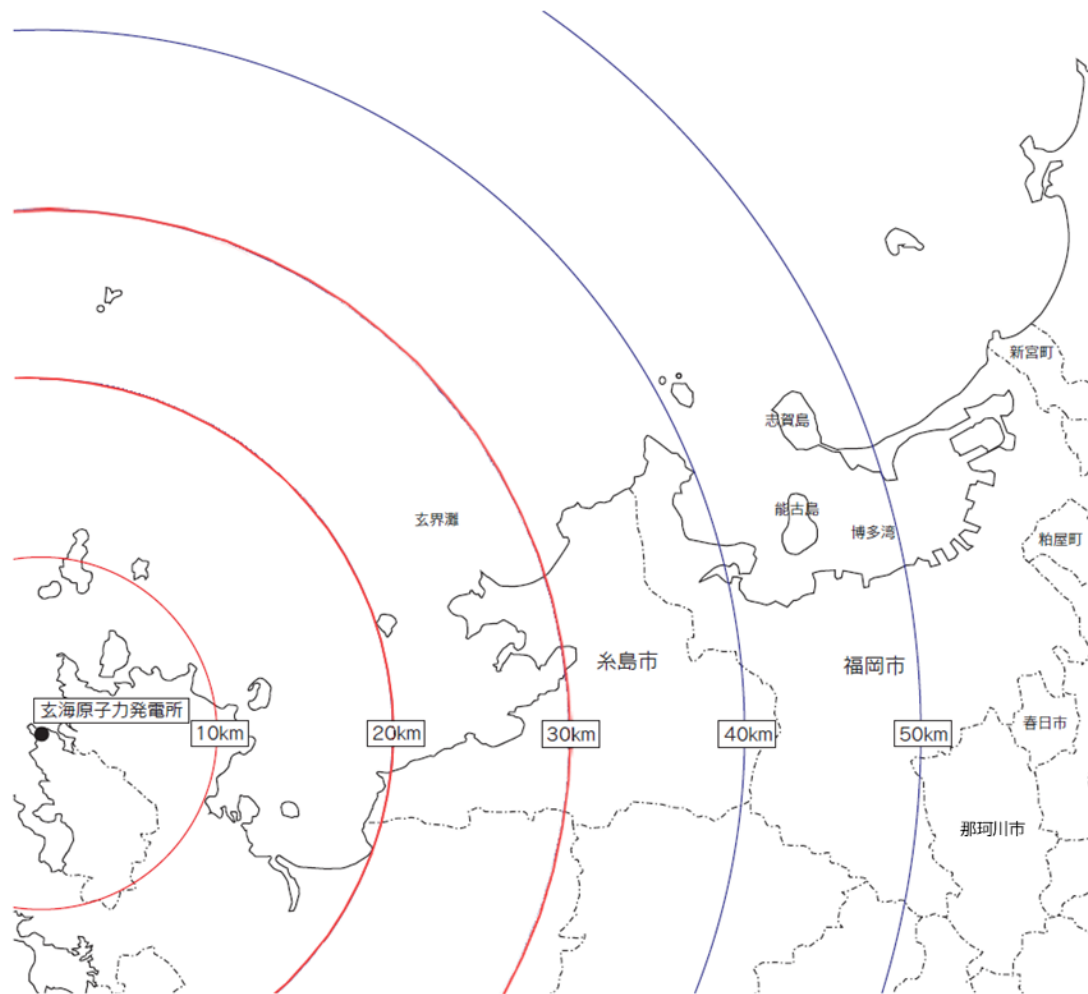
【環境省（原子力規制庁）、内閣府】

東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故により、ひとたび原子力災害が発生すれば、放射性物質の放出等、直接的に影響を与える地域も広範囲に及び、大規模かつ長期的な避難対策が必要となるなど、全国の住民生活と自治体運営に深刻な影響を及ぼすことが明らかとなりました。

国におかれましては、この事故を踏まえ、原子力発電所の安全及び住民生活の安全・安心を確保していくため、標記事項について、万全の施策を講ずるよう強く要請します。

また、原子力災害対策を行う自治体が着実かつ効果的に対策を推進するための財政支援について、早急な対応を講じられますよう提言いたします。

玄海原子力発電所からの位置関係図



18 安全で快適な生活基盤の整備推進

提言事項

(1) 総合的な治水対策の推進

- ① 都市基盤河川及び準用河川改修事業の推進
- ② 主要二級河川改修事業の促進
- ③ 公共下水道による雨水排水機能等の強化

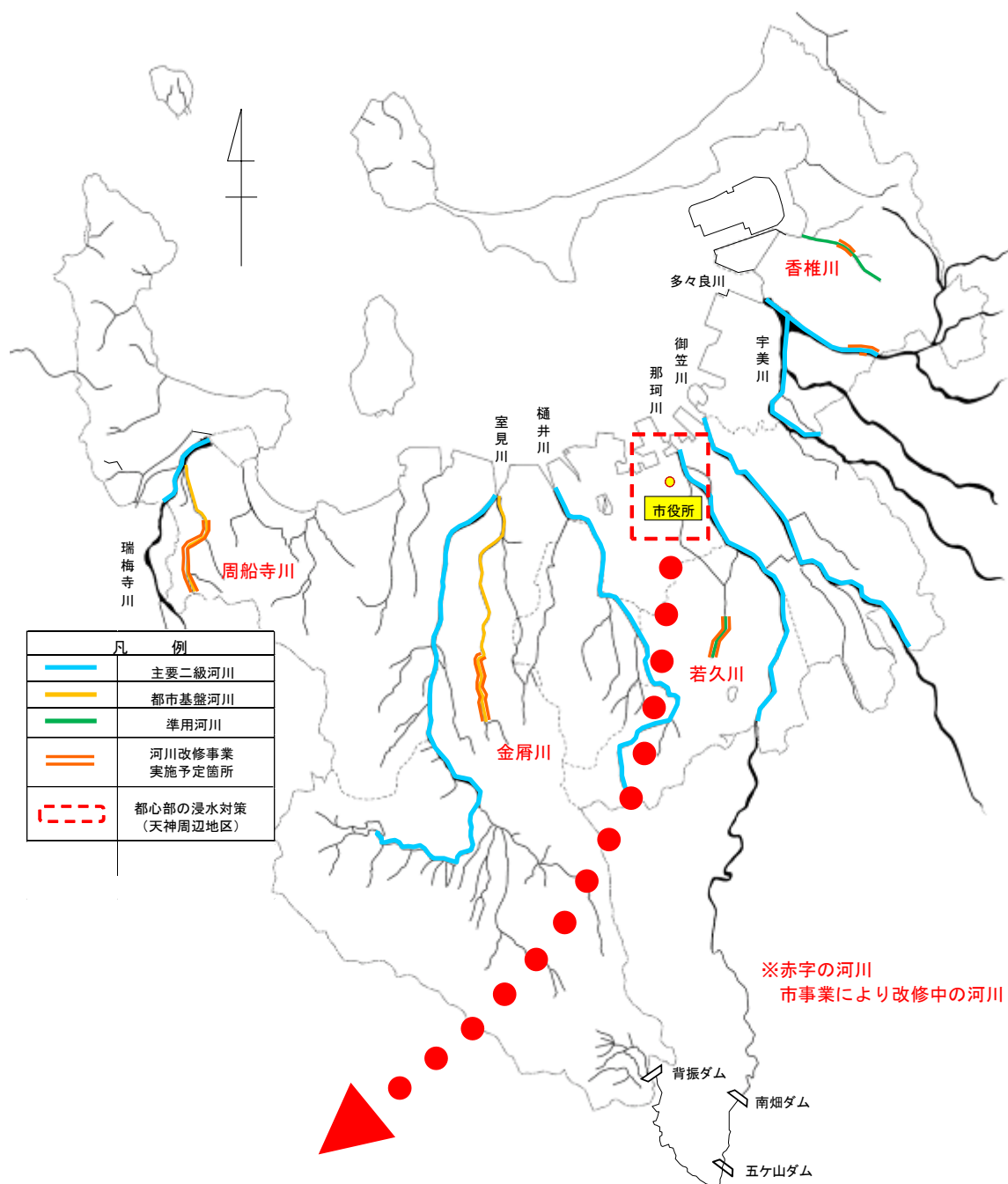
【国土交通省、総務省】

都市化の進展に伴う雨水流出量の増加や、平成 29 年度以降、福岡県内において、大雨特別警報が 6 回発表されるなど、福岡市でも多発する集中豪雨により浸水被害が発生していることから、河川改修による治水対策及び公共下水道の機能強化は、市民の生命と財産を守るうえで、緊急かつ重要な課題であります。

まず、河川におきましては、平成 21 年の集中豪雨で甚大な浸水被害を受けた多々良川や周船寺川をはじめとして、治水対策の根幹である二級・準用河川の早期改修が強く望まれております。

次に、下水道におきましては、特に地下空間の利用が高度に発達し、都市機能が集積している天神周辺地区において、雨水整備レベルを引き上げ、貯留浸透施設を導入した浸水対策を分流化と連携して積極的に進めております。

つきましては、河川改修事業の推進及び公共下水道の雨水排水機能等の強化による、総合的な治水対策の推進について提言いたします。



<天神周辺地区の浸水対策>

1. 目的

天神周辺地区は、地下空間が高度に発達し、都市機能が集積しているため、雨水対策を強化した「雨水整備レインボープラン天神」により、浸水安全度の向上を図る。

2. 事業概要

- 対象地区（全体計画） 約 260 h a
- 整備水準（全体計画） 79.5mm/h r

福岡市 事業河川

河川名	事業年度
香椎川	H26～R8
若久川	H31～R22
金屑川	S46～R19
周船寺川	H13～R10

提言事項

(2) 下水道事業の国庫補助制度の拡充

① 下水道施設の改築等に対する財政支援の継続及び制度の拡充

【国土交通省】

下水道事業は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水防除に必要不可欠かつ重要な社会基盤施設として都市の成長を下支えし、不特定多数に便益が及ぶ公共的役割が極めて大きな事業であり、また、令和8年3月27日には「下水道法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、強靱で持続可能な下水道に向け、改築を確実に実施することが求められています。

つきましては、下水道の公共的役割に対する国の責務の観点から、下水道施設の改築に対する財政支援を継続するとともに、今後、増大が見込まれる改築事業費を踏まえ、必要な予算の確保及び国庫補助制度の拡充について提言いたします。

提言事項

(3) 幹線道路ネットワークの整備推進等

- ① 国道3号博多バイパス（下臼井～空港口）立体化の整備促進
- ② 福岡都市高速道路の渋滞対策の検討
- ③ 重要物流道路整備及び道路の老朽化対策の財政支援

【国土交通省】

福岡都市圏はもとより、九州全体の一体的な発展を促進していくためには、拠点間を結ぶ骨格となる都市高速道路や国道と、これらにアクセスする放射環状型の道路ネットワークが必要であります。

このため、道路整備の推進に不可欠である道路整備予算を安定的に確保し、幹線道路の着実な整備促進について提言いたします。

国道3号博多バイパスについては、平成30年3月の全線開通により、本市東部地域における交通の円滑化などの効果が発現されたものの、交通の要衝である下臼井交差点～空港口交差点間においては、著しい交通渋滞が発生しています。さらに、福岡空港の機能強化に伴う交通需要の増加が見込まれることから、同バイパス立体化の整備促進について提言いたします。

また、近年、福岡都市高速道路の渋滞件数が大きく増加していることから、都市高速全体の渋滞対策の検討について提言いたします。

さらに、重要物流道路の整備及び道路の老朽化対策の財政支援についてあわせて提言いたします。



提言事項

(4) 無電柱化事業の推進

- ① 無電柱化推進計画事業に対する財政支援
- ② 電線共同溝のメンテナンスに対する補助制度の創設

【国土交通省】

福岡市では、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観形成の観点から、昭和 61 年度より無電柱化の推進に取り組んでおります。

近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえ、無電柱化をより一層推進していくため、また、九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくりに合わせた無電柱化等を着実に実施していくため、「福岡市無電柱化推進計画」に基づく無電柱化に対する財政支援を講じられますよう提言いたします。

あわせて、電線共同溝の建設後、20 年以上が経過し、老朽化が進んでいる状況を踏まえ、電線共同溝を安全に維持管理していくため、道路メンテナンス事業補助制度の対象構造物に電線共同溝を加えるなど、電線共同溝の点検・修繕に対する新たな補助制度を創設されますよう提言いたします。

提言事項

(5) 防災・減災、国土強靱化の推進

【国土交通省、農林水産省】

国においては、防災・減災、国土強靱化の取組みの加速化・深化を図るため、令和7年度までの「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に引き続き、令和8年度から12年度までの5か年を計画期間とする「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく重点的・集中的な対策を講じることとしております。

令和8年度対策につきましては、令和7年度補正予算により措置されておりますが、次年度以降も引き続き、近年の激甚化・頻発化する気象災害やインフラ老朽化等に計画的に対応していくため、国土強靱化の推進に必要な財源につきまして、安定的・継続的な確保を講じられますよう、提言いたします。

提言事項

(6) 土砂災害対策事業の促進

【国土交通省】

近年、線状降水帯の発生に伴う集中豪雨や台風による記録的な大雨により、土砂災害が激甚化・頻発化しております。福岡県内では、平成 29 年度以降、大雨特別警報が 6 回発表されるなど、土砂災害のリスクが高まる中、地域からの要望も多くその対策の重要性はこれまで以上に高くなっております。

土砂災害対策事業においては、福岡県が砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業といった土砂災害の予防保全に係る事業を実施しており、福岡市としても災害関連地域防災がけ崩れ対策事業を行うなど、福岡県と連携して対策に取り組んでいるところでありますが、土砂災害から住民の暮らしを守り、地域の安全を確保するためには、災害発生を未然に防ぐ対策をより一層早期に実施する必要があります。

つきましては、砂防事業など土砂災害対策事業のさらなる促進に向け、予算の確保や事業採択要件の緩和など、特段のご配慮をお願いいたします。

提言事項

(7) 避難者情報を迅速に把握できる防災アプリの導入及び防災システム等の全国標準化

【デジタル庁、内閣府】

能登半島地震においては、指定避難所への避難のほか、在宅や車中泊など様々な形態での避難者が多数発生しましたが、行政として、その状況を把握することの難しさが改めて浮き彫りとなりました。

福岡市では、平成 28 年熊本地震の教訓を踏まえ、避難者の状況を迅速に把握できる防災アプリ「ツナガル+（プラス）」を開発し、運用しております。

避難者の状況や支援ニーズを迅速に把握し、速やかな支援につなげることは全国自治体共通の想いであり、このような機能を備えたアプリについては、国主導による導入が極めて重要であると認識しております。

能登半島地震では、国主導で導入された「物資調達・輸送等支援システム」が効率的な物資支援に威力を発揮したところであり、また、新たに I C カードを用いて避難者情報を把握するシステムが迅速に実装されるなど、様々な取組みが進められておりますが、今後の更なる事業推進の一環として、下記事項について提言いたします。

- ・ 指定避難所以外へ避難している人たちの状況や支援ニーズを迅速に把握できる防災アプリを、国主導で導入すること。
- ・ 大規模災害時に、他自治体職員による迅速・円滑な支援や、災害現場から国までの即時の情報共有ができるよう、災害対応業務及び防災システムについて、国主導で全国標準化を進めること。

提言事項

(8) 防災力強化に向けた支援の充実

① プッシュ型支援物資の分散備蓄の増強

【内閣府】

国においては、令和6年の能登半島地震を踏まえ、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が改定され、避難所におけるトイレの確保・管理、食事の質の確保、生活空間の確保などの今後の対応方針が示されました。

福岡市では、地域防災計画の実効性向上に向けた全面的な見直しを進めているところであり、また、福岡県が公表した新たな地震被害想定を踏まえ、全庁的にハード・ソフトの両面から防災対策全般の検証・検討を行うなど、災害対応力の強化に取り組んでいるところです。また、トイレカーの導入、温かい食事を提供するための体制構築、簡易ベッドの備蓄拡充など、避難所の環境改善を進めているところですが、大規模災害発生時は、被災自治体だけでは対応に限界があるため、国主導による支援が不可欠となります。

このような中、内閣府では、避難所環境改善に必要な簡易トイレやキッチン設備、簡易ベッドなどを、被災自治体の要請を待たずに国が調達し、発災3日目までに被災自治体に輸送する「プッシュ型支援」の一部として、より迅速かつ確実な物資支援を可能とするため、全国11カ所の地域拠点に分散備蓄の整備を進めており、物資供給体制の強化は自治体にとって大変心強い取り組みであると受け止めております。しかし、各地域拠点の分散備蓄は、近年の大規模災害の発災翌日の避難者数を鑑みると、備蓄の量としては不十分なものと考えております。

つきましては、プッシュ型支援物資の分散備蓄については、災害や地域の特性を踏まえて、計画的な増強を図っていただきますよう提言いたします。

あわせて、最大想定避難者数の多い自治体では、基本8品目の公的備蓄に要する負担が極めて大きいため、持続的かつ安定的に必要な数量を確保できるよう、更なる財政措置を講じていただきますよう提言いたします。

○福岡県の被害想定見直し

	平成23年	令和7年
福岡市の最大想定避難者数	約2.5万人	約23.2万人

提言事項

(9) ため池に係る防災工事等の推進

【農林水産省】

決壊によってその周辺の区域に水害等の被害を及ぼすおそれがある農業用のため池については、令和2年10月に施行された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、防災工事等を集中的かつ計画的に推進することとしております。

防災工事等の推進に向けて、「劣化状況評価」や「地震・豪雨耐性評価」など実行計画策定にかかる費用については、全額国費による財政措置が講じられておりますが、防災工事等推進計画により推進を図るハード事業については市の負担が生じ、財政状況を圧迫することが想定されます。

つきましては、近年の激甚化・頻発化する自然災害等も踏まえたうえで、本取組が計画的に実施できるよう、防災工事等の予算の確保及びハード事業の国費の嵩上げについて、特段の配慮を講じられますようお願いいたします。

提言事項

(10) 消防ヘリコプターの運航体制の確保について

【総務省】

消防ヘリコプターは、その機動性・高速性を活かして林野火災での空中消火、地上消防隊では進入困難な離島や山岳地での救助・救急活動、さらには、迅速な上空からの情報収集により消防指揮者の支援を行うなど、消防体制には欠かせない役割を担っているところです。

さらに、近年激甚化・頻発化する災害への対応として、市内にとどまらず、周辺市町及び九州各県への応援出動も行っており、その役割は自治体の枠を越えて拡大しています。

また、大規模災害時には都道府県域を越えた応援活動を担い、阪神・淡路大震災以降は国が編成する緊急消防援助隊の航空部隊として全国的な災害対応にも参加してきました。

一方、安全運航体制を維持し、安定的な消防航空活動を継続していくためには、計画的な機体更新が必要となっています。しかし、近年の機体価格の上昇により、現行の補助制度では自治体の財政負担が増加している状況にあります。

つきましては、消防航空体制の重要性に鑑み、消防ヘリコプターの更新に係る補助制度の充実について提言いたします。

提言事項

(11) 花粉発生源対策の促進

- ① 伐採重点区域にヒノキ人工林を追加
- ② 人工林伐採促進に対する支援拡充
- ③ 花粉発生源対策に関する必要な財政支援

【農林水産省（林野庁）】

国におかれては、令和５年度に「花粉症対策の全体像」及び「花粉症対策初期集中対応パッケージ」を取りまとめるとともに、「スギ花粉発生源対策推進方針」を改正し、スギ人工林の今後１０年間２割削減に向けて、様々な取組みを進められています。これらに基づき、福岡市においても、令和６年２月に市内の一部スギ人工林が「スギ人工林伐採重点区域」として設定されたところです。

しかしながら、福岡市にはスギ人工林と同規模のヒノキ人工林が分布していることから、花粉発生源対策をより効果的に実施するために、伐採重点区域にヒノキ人工林を追加することを提言いたします。

また、花粉発生源対策を目的とした伐採にかかる国の補助制度では、災害防止等の観点から伐採面積の上限（１伐区：２．５ha以下）が示されていますが、伐採を効率的に推進するために、国が森林経営計画の認定基準において「皆伐区域は２０ha以内とすることが望ましい」と示していることを考慮し、住宅地から離れている森林など災害防止に支障がない場合につきましては、地域の実情に応じて、上限に関する要件の緩和を提言いたします。

また、森林環境保全整備事業等において、令和７年度には国の予算が不足したことにより、交付額が要綱上の交付率を下回り、市町村の負担が増大していることから、十分な財源を確保していただきますよう提言いたします。

提言事項

(12) 持続可能な廃棄物の適正処理の確保

- ① 廃棄物処理施設整備事業に対する財政支援の継続及び制度の拡充
- ② 民間施設を活用した廃棄物処理への財政支援

【環境省】

廃棄物処理は、市民生活の根幹となる社会インフラであり、処理施設の適正な稼働なくしては、市民の生活環境や公衆衛生への悪影響が直ちに懸念されるものとなっております。

福岡市においては、持続可能な廃棄物処理を実施するため、老朽化が進む直営施設の建替えや解体、延命化対策などの適切な整備を推進するとともに、民間事業者への処理委託も進めております。

つきましては、次の事項について、提言いたします。

- ・ 廃棄物処理に関する国の責務の観点から、廃棄物処理施設の建替えや延命化対策に対する財政支援を継続するとともに、全国的に更新需要が高まっていることを踏まえ、必要な予算を確保すること。また、下水道施設へ処理を集約化した場合であっても、ごみ焼却施設の集約化同様に、既存のし尿処理施設の解体も対象となるよう拡充を図ること。
- ・ 自治体から処理委託されるなど、行政が一定の関与をする場合、PFI法によらない民間事業者が行う施設整備も対象となるよう拡充を図ること。

提言事項

(13) アルミ缶等の持ち去り対策の推進

【警察庁】

近年、アルミニウムの高い換金性を背景として、ごみ置き場からアルミ缶等が持ち去られる事案が多発しています。

また、持ち去り行為に使用される車両が生活道路を徘徊するほか、ごみ置き場で市民が持ち去り者と遭遇し、身の危険を感じる事案も発生するなど、地域住民の安全・安心な生活環境に影響を及ぼしています。

本市では、条例に基づき、持ち去り行為者への指導、命令及び過料処分並びに買取業者への指導を行っていますが、持ち込まれたアルミ缶等が本市条例に違反して持ち去られた物であることを確認することは困難であり、自治体条例による対応には限界があります。

一方、「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」では、特定金属くずの買受けについて、本人確認、取引記録の作成・保存及び盗品等の疑いがある場合の警察官への申告が義務付けられていますが、現行制度ではアルミニウムは対象となっていません。

つきましては、次の事項について、提言いたします。

- ・アルミ缶等の持ち去り及びその換金を抑止し、地域住民の安全・安心を確保するため、「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」に定める特定金属として、アルミニウムを政令で定めること。

19 公共交通バリアフリー化の促進

提言事項

(1) 公共交通バリアフリー化に対する財政支援

【国土交通省】

福岡市においては、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」及び「福岡市バリアフリー基本計画」に基づき、ノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの導入に対する補助を行うなど、公共交通のバリアフリー化を促進しております。

高齢者など誰もが安心して外出できる環境づくりや観光客をはじめとする来街者の受け入れ環境の充実など、今後も持続可能な社会の実現は重要であることから、引き続き公共交通のバリアフリー化に関する財政支援について、特段の配慮を講じられますよう提言いたします。



ノンステップバスの導入



鉄道駅のバリアフリー化



UDタクシーの導入



ホームドアの設置



ベンチの設置

20 小型船舶所有者への保管場所確保の義務付け

提言事項

(1) 小型船舶所有者への保管場所確保の義務付け

【国土交通省】

小型船舶の船舶登録につきましては、現在、小型船舶の登録等に関する法律において、船籍港、すなわち、通常保管する場所の市町村名は登録するものの、保管場所の確保を義務付ける制度にはなっておらず、新たな放置艇を生じさせないためには、抜本的対策として、小型船舶を所有する段階において保管場所の確保を義務付ける制度の法制化が望ましいと考えております。

つきましては、関係法令の改正により、船籍港だけでなく、具体的な係留場所も登録し、かつ、登録申請時には、保管場所に関する証明書の添付を義務付けるなど、保管場所確保の義務化を図られますよう提言いたします。

21 商店街の安全確保

提言事項

(1) 商店街の環境整備

【経済産業省（中小企業庁）】

商店街におけるアーケード等の共同施設は、公道上に設置され、地域のにぎわいの創出に寄与するとともに、来街者を含む通行者の安全で快適な歩行空間を確保する役割を果たしてきました。

一方で、設置から長期間が経過し老朽化が進行している事例が多く、各商店街においてアーケードへのバナー広告の設置など維持経費確保のため様々な努力を行ってきたものの、商店街組織の構成員減少や財政基盤の脆弱化もあり、従来型の補修対応のみでは維持・更新が困難な状況となっています。

このまま老朽化した共同施設を放置することは、歩行者等の安全・安心の確保に支障を来すおそれがあるだけでなく、景観や回遊性の低下を通じて、地域のにぎわいづくりの妨げとなります。

商店街が主体となって、安全性の確保と将来を見据えた環境整備に取り組むためには、初期的な財政負担を軽減する行政による財政支援が不可欠です。

このため、地域の実情に応じた環境整備を円滑に進める観点から、老朽化した商店街等の共同施設の撤去等に必要な経費に対する財政支援の創設を講じられますよう提言いたします。

22 DXの推進

提言事項

(1) 住民ファーストな行政サービス提供のための 法的整理・制度設計

- ① データポータビリティの実現
- ② プッシュ型行政に向けた税情報などの柔軟な活用
- ③ 迅速で低コストの給付に向けた受領の意思確認の不要化
- ④ 通知等の電子的送付における到達の法的整理
- ⑤ 国所管手続きのオンライン化における実情を踏まえた制度設計

【デジタル庁】

DXについては、福岡市においても、市民の利便性の向上と行政の効率化を図る観点から、積極的に推進しているところです。

国においては、行政改革推進会議や近年ではデジタル行財政改革会議を発足させ、デジタル技術の活用による、公共サービスの供給に関する国と地方の役割分担の見直しを進めていただいているところですが、これからの時代にふさわしい行政サービスを提供する観点から、次の事項について、早期にご対応いただけるよう提言いたします。

- ・ 全国どこに移動しても、行政サービスごとの住所異動の届出が不要となるなど、データ連携により自治体間で住民情報が引き継がれる「データポータビリティ」を実現すること。
- ・ 真に支援が必要な子ども・家庭などに対するアウトリーチ型の支援や、個々の住民が利用できる制度や手当などを適切なタイミングで案内する「プッシュ型」の行政サービスの提供が可能となるよう、自治体による税情報などの柔軟な活用を可能とすること。
- ・ 臨時給付金等の国が決めた給付事務に関しては、迅速で低コストな給付を実現するため、贈与契約ではなく法定化させることで、受領の意思確認を不要とすること。
- ・ 民間サービスにおけるデジタル通知が一般化した現在において、市民の利便性向上と行政サービスの効率化のため、法令解釈が曖昧な状態となっている通知等の電子的送付における到達（民法第97条第1項）について法的整理を行い、申請から通知まで安心してデジタルで完結できるようにすること。
- ・ 死亡届や出生届などの国所管の手続きのオンライン化に当たっては、利用者の実情や関連する手続きを含め、自治体の業務に新たな手間や負担が生じないよう、関係省庁が連携した制度設計を行うこと。

提言事項

(2) A I 活用に向けた環境整備への支援や情報共有

【デジタル庁】

福岡市では、市民の利便性の向上と業務の効率化を一層推進するため、生成A IをはじめとするA I技術について、市民サービスや行政内部事務への活用を積極的に推進しているところです。

国においても、自治体におけるA Iの適正な利活用を促進するため、自治体向けガイドブックの策定等を行っているところですが、自治体がA Iを安全かつ適切に導入・活用するためには、情報セキュリティの確保や庁内ルールの整備、人材育成等の環境整備が必要となります。

つきましては、自治体がA I活用を円滑に進められるよう、必要な環境整備に対する支援の充実を図るとともに、国や他自治体における導入事例、効果、運用上の課題等について、積極的に情報共有を図られますよう提言いたします。

提言事項

(3) マイナンバーカード関連手続きのオンライン化 や国・都道府県における事務集約化の実現

【デジタル庁、総務省】

マイナンバーカードは、今では国民の約８割が保有しており、国においては、デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画等に基づき、今後、マイナンバーカードを活用した行政手続きのオンライン化等がより一層推進されていくものと承知しております。

福岡市では、マイナンバーカード交付事務費補助金を活用し、これまでマイナンバーカード臨時交付センターの設置や専用機器の増設等を実施し、令和８年度は郵便局における電子証明書更新等手続きを開始するなど、円滑な交付・更新体制の確保に取り組んでおりますが、窓口への来庁者数は年々増加しており、市町村窓口の混雑に伴う国民・市町村職員双方への負担も年々増加しております。今後、このような状況が常態化していくことが予想される中、市町村への財政措置だけでは、円滑な交付・更新体制を確保し続けていくことには限界があると考えております。

つきましては、事務の簡素化、効率化による国民・市町村職員双方への負担の軽減と費用対効果の向上に向け、次の事項について、ご対応いただけるよう提言いたします。

- ・カード及び電子証明書の更新時における対面規制を見直し、マイナンバーカード関連手続きをマイナポータル等によりオンラインで完結できる仕組みを早期に実現すること。
- ・「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」において、検討が進められている交付前設定業務の J-LIS などによる集約化を早期に実現すること。
- ・マイナンバーカードの保有者数（約１億人）は、すでに運転免許証の保有者数（約８千万人）を大きく上回っているため、国又は都道府県が主体となって、運転免許センターのようにマイナンバーカード関連手続きを処理する広域拠点を設置すること。